

令和6年第1回
笠間市議会定例会会議録 第4号

令和6年3月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	礮 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 長	菌 部 恵 一 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	島 田 茂 君
企 画 政 策 課 長	森 望 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	井 坂 亜 紀 子 君
危 機 管 理 課 長	谷 田 部 仁 史 君
危 機 管 理 課 長 補 佐	近 藤 智 広 君
社 会 福 祉 課 長	瀬 谷 昌 巳 君
社 会 福 祉 課 長 補 佐	高 松 繁 樹 君
子 ども 福 祉 課 長	根 本 由 美 君
子 ども 福 祉 課 長 補 佐	宮 本 隆 君
高 齢 福 祉 課 長	金 木 和 子 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	久 保 田 真 智 子 君
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	伊 藤 浩 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 補 佐	重 原 裕 美 君
健 康 医 療 政 策 課 長	山 本 哲 也 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	糸 屋 明 子 君
農 政 課 長	菊 地 恵 一 君
農 政 課 長 補 佐	島 田 耕 一 君
栗 ブ ラ ン ド 戦 略 室 長	藤 咲 篤 君
観 光 課 長	山 内 一 正 君
観 光 課 長 補 佐	川 松 祐 市 君
学 務 課 長	稲 田 和 幸 君

指 導 室 長	持 丸 正 美 君
学 務 課 長 補 佐	仁 平 秀 明 君
おいしい給食推進室長	石 井 謙 君
おいしい給食推進室長補佐	豊 田 修 司 君
消 防 総 務 課 長	安 見 稔 君
消 防 総 務 課 長 補 佐	来 栖 孝 滋 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	西 山 浩 太
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 4 号

令和6年3月13日（水曜日）

午 前 10時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は20番小藺江一三君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第4号のとおりといたします。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番畑岡洋二君、16番飯田正憲君を指名いたします。

一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行部には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。また、議員、執行部とも、分かりやすい質問、答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、6番坂本奈央子君の発言を許可いたします。

坂本奈央子君。

〔6番 坂本奈央子君登壇〕

○6番（坂本奈央子君） 6番、かさま未来の坂本奈央子です。議長より許可をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。質問は一問一答方式で伺います。

大項目1、部活動の地域移行について。

国は部活動の地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間と位置づけ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとの方針を示しています。これを受けて、市においても部活動の地域移行に向けて取り組んでいるところであり、令和6年度は地域部活動推進事業として2,043万4,000円の事業費案を設定し、地域部活動の移行へ向けて取組を進めようとしています。県の事業モデルに選定されるなど、特色ある取組を進める中で課題も見えてきています。

そこで、市の部活動の地域移行の方向性や令和6年度取組などについて伺います。

小項目①、市における部活動地域移行の方向性について。

初めに、スポーツ庁が示す部活動の地域移行とはどういうことかというのを確認させていただきたいんですが、休日の運動部活動を学校部活動から地域活動へと段階的に移行していくということによろしいでしょうか。お願いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 6番坂本議員の御質問にお答えをいたします。

部活動の地域移行の考え方ということですが、議員おっしゃるとおり、令和7年度末をめどに休日の部活動を地域移行するという事で明示されております。

以上です。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今のお話にありますように、運動部活動からということではなくて、文化部活動等も含むんでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

全ての部活動ということでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。

では、休日から段階的に移行していくということなんですが、全ての部活動です。平日は学校部活動のままで、現状のままの学校の教員が指導して、休日の部活動を地域部活動へ移行していくとしているということで、市としてもまずは休日の部活動を地域へ移行していくという取組を行うということによろしいか、確認します。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、平日の部活動については学校教育の一環として行っていく、月曜日から金曜日まで。そして、土曜日曜については社会教育の一部として行っていくということなので、そういう形にすみ分けをしていくというような形です。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） それでは、移行期間についてなのですが、先ほど私も申しましたが、スポーツ庁は令和4年12月に自治体からの意見を含めたガイドラインというものを改定して、移行する目標期間としては令和5年度から令和7年度末としていますが、市としての移行期間はどのように設定しているか伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをいたします。

本市も、スポーツ庁の指針に基づきまして、令和7年度末をめどに休日の部活動を地域

移行したいと、そのような考えであります。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 令和7年度末までに全ての部活動について、休日の活動を社会活動、社会部活動として地域移行するという事で、その方向性は分かりました。

では、その方向性に基づいてどのような運営体制になるのか、運営主体はどこかとか、誰がとか、あとは練習場所はどこになるかとか、謝礼金の有無などについて伺っていきたいと思います。

その前に確認なのですが、令和5年度、現状ではモデル事業に指定されていない部活動、モデル事業と指定されているものがあるという御答弁が以前の質問の中からあったわけなんです、モデル事業に指定されていない部活動は平日も休日も学校部活動として運営されているということでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 本年度におきましては、全ての部活動が休日の部活動ということで、県のモデル事業の3部活動についてはそのままモデルとしてやっております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。

それでは、段階的に移行していく令和5年度から令和7年度の間なんです、来年度、令和6年度になりますが、令和6年度からは、平日は学校部活動、休日は地域部活動として運営していくということ、できるところから始めていくということ、を予定しているか伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをしたいと思います。

現在、市内には、文化の部活動を含めて71の部活動部を68名の指導者が運営しております。県のモデル事業、先ほど議員から御紹介がありました、笠間中学校と日本ウェルネス高校のバレーボール部ほか、二つの部活動のものについては地域クラブ活動実証事業として行っておりますが、それ以外の部活動については通常の運営を行っております。

来年度につきましては、市直営の生徒が所属する笠間ジュニアクラブを設立するとともに、指導者の人材バンクを設立したいと思っております。部活動指導員、現在教諭から離れて部活動指導員と呼ばれている方々5名いますが、その5名に5名を加えて、笠間ジュニアクラブを立ち上げた合計21のクラブ、部活動です、これが休日の部活動を地域に移行する準備を進めているところでございます。ですから、合計68名のうち、47の部活動、残りの47です、これにつきましては、今年度同様、部活動として土日も活動することになりますが、指導者が見つかれば、笠間ジュニアクラブを立ち上げるなり、指導員を充てるなり、順次、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今のお話ですと、令和6年度から市直営の笠間ジュニアクラブというものを設立するということなんです、これは地域移行するには、受皿となるそのクラブが必要になるというところが、以前の質問で課題ですというお話だったんですが、そこを解消するために笠間ジュニアクラブというものを設立するということなんです、これは市が運営主体ということだと、生徒は選択で所属することになるのか、あるいは平日は学校部活動のままなので、その延長として土日も活動を続けるためにこのジュニアクラブに全員が入るといような設定なのか伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、平日の部活動をやっている子どもたちが笠間ジュニアクラブを立ち上げることによって、土日も先生以外の人に指導を受けられるような環境づくりをしたいということで、そっくり部活動の子どもたちをジュニアクラブに移行して、いわゆる登録をさせていただいて、その場所で活動できるようなシステムを、検証事業として立ち上げたということでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） それでは、土日もクラブ活動を続けるために、笠間ジュニアクラブを立ち上げる際には、生徒たちに対して入りたいんですかというような意思確認、意向確認は、どのタイミングで、来年度といいますと4月からなんです、もう既にやられているのか、これからやるのか伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

第1段階として、例えば小学校の今の6年生、新中学校1年生です、それに向けての保護者への説明と子どもたちへのアンケート等は全て取っております。

それに向けて、第1弾として、笠間ジュニアクラブに入りたい人、それについての登録を今、順次、進めているところでございます。

ただ、これについては、まだ広報が進んでいないというか、そういうことなので、順次、進めていく予定でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。

これから確認をしていくということなんですけれども、先ほどのお話で、土日も先生以外に指導を受けられるような体制を整えていくということなんです、今も部活動指導員の方を採用されているし、その方たちにも活動はいただいているが、現状としては先生たちが担当して、令和5年度については教えていただいていますよね。令和6年度からジュニアクラブとなった際、先生たちは土日は指導はしなくてよいというか、できないという

か、その先生たちの活動の範囲はどうか伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

もちろん、ジュニアクラブとして立ち上がったクラブについては、先生以外の方が指導者として登録しますけれども、教員も働き方改革なんです、教員も自分で部活動をやりたいというのはある一定数おりますので、その先生方には兼職兼業の手続きをしていただいて、そして指導員として笠間市として派遣をして土日に活動していただくというシステムを取っております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。指導員がいないというところで、以前の質問でも私のほうでも、部活動指導員を増やして先生のサポートをしていただけたらいいし、土日移行となったときに指導員がいないのでクラブがなくなってしまうということがないように、兼職兼業も進めていただければというお話はしたんですが、やりたいと思うような先生はやれるということで分かりました。

とすると、平日は学校の先生がやると。土日はジュニアクラブに所属した生徒、そして部活動指導員として登録している指導員、先生も含む、が指導するということになるんですが、兼職兼業をされる場合の申請等は、もう既に募集は先生たちにどうですかという意向などは確認されているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

もちろん、既に市内の学校の先生方には登録を進めております。それ以外にも、小学校の先生方、それから特別支援学校、高校の先生方にも声をかけて、指導員を増やす努力をしております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） その意向チェックは現在市内にいる先生方にやられているということで、これは前の、また質問にもしたんですけども、保護者の方たちのどういう動向で部活動の地域移行が進んでいるかというところが情報が足りてなくて、どうなるのかなというところで、指導してもいいかなと思っている方もいるかもしれないんですけども、どういう関わり方があるのかも分かれていない、知られていないというところなので、ぜひそのあたりは今後強化していただきたいと思うんですが、それでは体制としては、指導者の体制はそのように取っていく、子どもたちもジュニアクラブに所属してやっていくということは分かったんですが、土日の活動を指導してくださる部活動指導員の方々に対しては現状でも謝礼金が支払われると思うんですが、これについては現状市が負担となっていますが、令和6年度以降はどこが負担することになるか伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 部活動指導員につきましては、県からの補助金を使って、活用して、支払いを行っております。

ジュニアクラブの指導員に関しましては市の予算で、来年度以降、今回の予算のほうにつけさせていただいておりますが、御議決を賜ればその予算で賄っていきたいと、そのように考えています。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。

では、市の負担で謝礼金を発生するということなんですが、時給としてなのか、日給なのか、その辺の謝礼金の金額が分かれば伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 金額についてでございますが、現在、部活動指導員は時給1,600円で最高3時間、土日はどちらかいずれか3時間という形になっておりますので、それに合わせて笠間ジュニアクラブの指導者についても、1,600円で合計3時間を予算立てしております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。

これは、兼職兼業する教員の方々が部活動指導員となれば、支払われるということでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） では、学校部活動を行う際に、部活動に限らずということなんですが、体育の授業で例えばけがした場合とか、あとは美術部の子が彫刻刀で指を切ったりとかという場合のために、生徒は学校保健安全会というんですか、その保険に加入することになってはいますが、現状はそれが部活動にも適用されているので、平日休日にかかわらず今は保険でカバーされているということなんです。これは保護者が負担しているということなんです。これが笠間ジュニアクラブとなった場合は、休日の活動は学校外の活動になるという立てつけというか、制度設計になるので、別途保険に加入することが必要になってくるのかということと、ならなければあれなんですけれども、なった場合に、その保険の加入の有無と負担はどこがするかを伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

もちろん、社会体育の一環として土日は活動する笠間ジュニアクラブになりますので、ある一定の保険は加入せざるを得ない状況です。それについては、ある一定の期間、市のほうで生徒分の、いわゆる笠間ジュニアに参加した生徒分の支出は行いたいと、そのよう

に、ある一定の期間ですが、考えております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。

では、保険等のことは整理されたんですけれども、活動場所です。平日は学校部活動なので学校だと思うんですけれども、ジュニアクラブとなった場合、休日の活動場所、それぞれの活動場所についてはどこになるか伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

全て月曜日から金曜日と同じ活動場所で行うことを基本としております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） なるほど。休日、笠間ジュニアクラブになったとしても、自分の学校のところで活動ができるという設定にすると。分かりました。

そこがクラブ化になってしまうと、一般的というか、ステレオタイプなんでしょうけれども、違うところに行って、送り迎えが、送迎が発生してしまうとか、部活動として現状でも例えばテニスクラブですとか、バスケットですとか、スポーツ少年団のようなものがある場合は、保護者が送迎してその場所に行ってやられていると思うんですけれども、笠間ジュニアクラブの場合はそのまま学校で活動ができるということを設定されているということなんです。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） そのとおりでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 保護者の方たちの間でも、クラブ化になった場合にはその送迎の負担がやっぱり一番困ってしまうなということ、例えば自分がやりたい部活動、クラブが違う所になってしまっていて、平日は学校で活動できているが、土日だけ違う所に行ってやらなきゃならないのかなということ懸念されている方々がいたので、そこは学校のままでいいということで、それはありがたいというか、子どもたちにとっても活動しやすいですし、保護者の方の負担もないということで分かりました。では、市としての大まかな方向性については以上で終わりたいと思います。

小項目①を終わります。

小項目②、地域移行に向けたこれまでの進捗状況について。

先ほど来お話ありますが、市では令和4年度の終わり頃からでしょうか、県のモデル事業に選定された部活動から先進的な事例として取組を行われておりますが、再度、令和5年度の活動状況はどのようになっているか伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 令和5年度の進捗状況についてお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、県のモデル事業として取り組んでいる地域クラブ活動実証事業の笠間中学校のバレーボール部、友部中学校の相撲部、岩間中学校の剣道部の活動のほか、岩間中学校と稲田中学校の野球部の合同チームの創出など、新しい部活動の形に積極的に取り組んでまいりました。

また、地域部活動移行検討委員会を開催し、休日の学校部活動について本市が令和7年度末までとして進めることの確認を図る、そういうこととともに、児童生徒向けのアンケートの作成、保護者向けのビデオの作成を行っております。

そのほか、休日の指導者の確保のため、市内スポーツ関係者や高校、特別支援学校との連絡調整、市職員に声かけをしたところ、令和6年度から休日に指導可能な指導者として5名増員された学校部活動推進員10名、笠間ジュニアクラブの指導者として11名の確保ができています。

以上です。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） ありがとうございます。

モデル事業として、バレー、相撲、剣道が、そして合同チーム等が令和4年度後半から令和5年度にかけて行われているということと、その検討委員会というものなんですか、そこにおいて今後の市の方向性ですとか詳細について議論されているということで、今お話にありました、5名増員される地域移行推進員という方と、11名いらっしゃる部活動指導員、推進員の方と指導員、部活動推進員の方がいるというお話だったんですが、その活動の違いがあるのでしょうか。部活動推進員と指導員の違いについて、すみません。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

学校部活動指導員、要するに平日の部活動もやったださる、例えば柔道だとか剣道だとか、ああいう方々が5名増員されたということでございます。

笠間ジュニアクラブについて、兼職兼業する教員とか、市の職員とか、それから市内の在住のスポーツ関係者、その方々が11名になって、合計11名と10名ですから21名で、21クラブが休日は部活動から地域移行された社会教育の活動に移るということでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） ありがとうございます。分かりました。ということは、笠間ジュニアクラブで指導してくれる方が新たに11名になったということで、もともと活動している方、増員された方も含めて10名の方と合わせて21クラブが土日で活動がスタートできるようになるということです。分かりました。

では、来年度事業としても予算案されていますし、スポーツ庁のホームページにも笠間市の取組が紹介されておまして、令和6年度についてもスポーツ庁が事業継続するような予算案を提案しているようなので、モデル選定された場合には継続されると思うんです。

が、一応確認のために、このモデル事業は令和6年度も継続されるか伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） モデル事業として県のほうからは今度は離れまして、笠間市独自でやっていくような形になります。

以上です。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。では、市単独で推進をまず進めていくということで理解しました。では、状況については確認をしました。

小項目②を終わります。

小項目③、保護者や生徒へのアンケートや説明会等の実施はということで、先ほど取組の中でアンケートを作成したり、実施したというお話もあったんですが、やはり地域移行を進めていく上では、生徒や保護者の意見を聞くということが重要であることから、アンケートの実施を提案してきたんですが、実施されたということなので、実施状況について伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 保護者や生徒へのアンケートの実施、説明会の状況についてお答えをしたいと思います。

まず、保護者への説明としましては、市内の全中学校義務教育学校に入学予定の保護者に対して説明を行っております。また、中学校に在籍する保護者につきましては集まる機会を創出することが難しいことから、現在、保護者向けのビデオの作成を進めておまして、出来上がり次第、順次、タブレット等を通じて説明を行う予定であります。

また、児童生徒に対するアンケートにつきましては、市内の小学5、6年生並びに中学校1、2年生全児童生徒を対象に実施をしております。主な内容としては、小学校では進学予定の中学校義務教育学校に自分の希望する部活動が「ある」と答えた児童が74.5%、「ない」と答えた児童が25.5%いることが分かっております。ということは、希望している部活動がない子どもたちは、ダンスとかバドミントンとか空手、器械体操、BMXなど、新たな種目を体験したいと考えている児童がある一定数いることが分かっておりますので、今後、笠間ジュニアクラブもこういう種目を立ち上げるというような、そういう考え方も新たにできるかなということで、子どもたちの実態が分かっております。

なお、中学生については、休日に地域移行しても既存の部活動の種目に入るかの質問で、60.4%の生徒が現状維持の考えを示しておまして、そのほかは新たな種目でも活動を考えている実態があることは分かりました。ですから、平日野球をやっている、土日はサッカーをやりたいという子どもたちの門戸は開けるようになったと、そのように考えております。

なお、市民向けの説明会については、3地区で各地区公民館を会場に市民向けの説明会

を実施している状況なんです、参加者が少ない状況というのが実態でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。全校入学予定の小学6年生の保護者に対してアンケートを実施されているということで、また児童生徒向けには小学5年生、6年生、中1、中2に対象ということで、今のお話ですと、自分がやりたい部活動が学校にあるのかなのところの確認であったり、ほかに自分がやりたい部活動があれば、土日だったら活動してみたいかみたいな質問があったと思うんですが、新たなダンスとかBMXとか、今まで学校にはなかったようなクラブ活動が、笠間ジュニアクラブにするということで創出されてできるようになるということはとても新しい展開で、地域移行はどちらかと言うとあまり実情に合っていないくてハードルが高いというようなイメージを持っていたところが多く、さらにスポーツ庁も予算化が減額になってみたりとか、ガイドラインを変えてみたりして、トーンダウンしているのかなというところの中で、笠間市としては新しい取組ということで、その方向性はとてもいいのではないかなと受け止めました。

ただ、土日に限って違うクラブ活動に参加できるということは、いい面もある一方で、チームプレーでの部活動については、学校で大会等に出る場合、土日だけ違う所に行って練習がみんなできなくなってしまうとか、そういう細かいところの課題というかが出てくるのではないかなと考えるところなんです、そのあたりのことについては、検討委員会等で御意見は出ているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

検討委員会での議論というものはないんですけれども、私も経験上、そういう子どもたちは結構フィギュアスケートであったり、ゴルフをやっている子どもたちは、通常いわゆる集団スポーツというか、集団の部活動に入れないので、卓球部に入ったりとか、陸上部に入ったりということで、月曜日から金曜日まではそういう活動しているというのが多いので、私は、例えば土日にBMXのクラブを立ち上げたとしても、通常月曜日から金曜日までの間はそういう陸上とか自分の体を鍛える、そういうところに入っていくことはありだと考えております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。現状でもサッカークラブチームに所属している子は陸上部に所属したりとか聞きますので、そういうこともあるかもしれないですね。分かりました。

では、今大会のお話を私のほうでしたんですけれども、平日は学校部活動を、土日は笠間ジュニアクラブとなったときに、大会の、そののしかも練習場所は中学校のままだと、現状の自分の通っている学校で、土日も笠間ジュニアクラブだが練習はできるとなったと

き、大会の出場は今、スポーツ庁なり日本中学校体育連盟のほうで、クラブチームでも大会に出られますという話になっているんですが、大会の出場は学校名で出るのか、笠間ジュニアクラブで出るのかを伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、大会、土日のジュニアクラブはどうするのかというと、今の規定では、令和7年度末までの規定では、ジュニアクラブとして大会に参加できるのは、競技数が限られております。中体連の中でも、例えば野球部であるとか、サッカー部であるという、そういうそれぞれの競技の関係者の考え方が違いますので、参加できる場所もあれば参加できない場所もあるので、笠間市としては休日の部活動の一環として大会に参加する方向で、令和7年度末までは進めていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 移行推進期間なので、いろいろなことがまだ確定していない要素はたくさんあるということは認識しているんですが、市としては令和7年度末までは学校部活動の一環としてジュニアクラブで土日は練習するけれども、中学校名で出ることを基本とするという方向性であるということでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 根本的に部活動が何で地域移行するかというと、前にもお話ししたと思うんですが、中学校の先生方の2割しか競技経験者がいないということで、子どもたちに本物を見せることが今までできなかったわけです。

笠間ジュニアクラブとか、部活動指導員をお願いするという事は、子どもたちに本物の指導をしてもらうということなので、できればそういう人たちが本物の指導をして、子どもたちが本物に触れて、よりスポーツが好きになるという、そういうシステムをつくりたいということが一番念頭にあるので、その部分を大切にしていきたいと、そういうふうに思っています。

ですから、土日の活動は、平日には先生方に恩恵、大変それは失礼なことなんですけれども、本物の指導をしてもらえなかった分をゲストティーチャーとしてやってもらうという考え方も、私自身は持っています。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 教育長がおっしゃるように、経験がない先生たちがこれまで、長年にわたって学校部活動だということで部活動を指導してきたという流れがあるし、本物を見せることで子どもたちがやる気が出たりということは本当によく分かるんですが、平日は経験がない先生が指導をし、土日になったら指導員の方が来るとなると、それで大会は中学校名出るとなったとき、例えば個人プレーであればそこまであれなんだろうけれども、そのチームプレーのときにディレクションをする、先生が声かけをされると

思うんですけれども、そのときに笠間ジュニアクラブに所属する指導員の方は大会にもやっぱり来ていただけるようなことになるのか、詳しくなり過ぎてあれなんですけれども、思ってしまったので、そのあたりの連携をどのように図っていくかということは課題だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをしたいと思います。

現状で言うと、武道なんかはもう既に大会に指導員の方が一緒について行って、役員をやられたり、審判員をやられている状況があるので、そういう形は取れるかと思います。私も部活動経験のときには、コーチとして1人外部の人がいて、その人も試合のときには帯同して一緒にやっていくというシステムです。

あくまでも、休日3時間の指導ですので、月曜日から金曜日までの先生方の指導に比べたら圧倒的に少ないわけなんです。ですから、技術指導を土日に中心的にやってもらうとか、そういう方法に変えていただくことで、チームプレーの部分についての采配というのは、私は教員に任せてもおかしくないとは思っています。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。先生方の中で理解が進んでないのかなと感じるのは、ジュニアクラブに兼職兼業を含む市役所の職員の方とかで11名という数は、今部活動やられている先生の数からすると大分少ないと思うのは、先生方の理解が進んでないのかなと受け取れまして、例えば先生方の中で、もしかして土日はもう自分がやっちゃいけないんだというふうに思っているのかなと。それでせっかく、例えば自分がサッカーを専門でやってきて、自分はサッカーをすごくやりたいと、指導したいと。だけれども、土日がそういうわけでジュニアクラブになっちゃうので、自分は月金からしか見られない。だとしたら、兼職兼業でほかの先生が来てやられてしまうのであれば、やらないほうがいいのかとか、その辺が理解が進んでないかもしれないので、兼職兼業をしていただいた、自分の経験があって、部活動よりやりたいというような先生にとっては、土日はやっぱり兼職兼業に手を挙げていただいて、土日も学校で、しかも自分の学校として見られることが継続できるということをぜひ周知していただきたいと思います。

お話を伺っていると、アンケートで兼職兼業の希望を聞かれたが、どのような立てつけで運営されていくかがあまり詳しく説明されてなかったもので、土日だけ違う人が来てやられてしまうのであれば、自分は大会にも、何ならそのジュニアクラブでしか出られないというようなことになってしまうと、指導ができないというような知り方をされているのかなと捉えられますので、その辺は説明を丁寧に行っていただきたいと思います。

今、保護者の方に向けても説明会等を行ったということなんですけれども、自治体によってはホームページ上で部活動の地域移行について丁寧に説明しているところもありまして、例えば福岡県宗像市ではホームページ上に方向性や年度ごとの目標を明記して、例え

ば令和6年度の4月からは週に2日は地域部活動になりますとか、令和7年度からは4日のうち3日が地域ですとか、それで宗像市は平日の部活動の地域移行も実施するとしていまして、令和9年度中に地域移行を完了するという事なんです。説明の仕方がちゃんと表になって、タイムスケジュール的なことも表示されていたり、移行に関するQ&Aや地域クラブとして受皿となる団体のリストを公開しているなど、とても地域移行の全体像が分かりやすく説明されていますので、ぜひそのようなところを参考にさせていただきまして、笠間市においても、各学校において丁寧な説明会等、またお話にありました、広報が足りていないというところなので、そのあたりを強化して行って、生徒、保護者、学校現場の教員、そして指導員として加わってくださる方々の共通認識を持つために、分かりやすく説明して、見える化などをして行っていただきたいと思っております。

小項目③を終わります。

小項目④、地域移行を進めていく上での課題について。

今までの中でも課題としていろいろなことがあって、お話しさせていただく中で理解は進んだのですけれども、現状として課題がおりになれば、どのようなことがあるか伺います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 平日の部活動を行う部活動指導員の確保が、本来は基本だと思うんです。ただ、平日、部活動が大体開始されるのが4時からなので、4時から一般の方々が仕事を休んで子どもたちのために毎日活動してくれるかということ、なかなかそれは難しい状況だと思うので、取りあえず笠間市としては土日の部活動は地域移行しようという考え方にシフトをしています。

そういう考え方に基づいて、来年度については、21の部活動は取りあえず、残りの47については年度の中で、令和7年度末に向けて少しずつ丁寧に進めていったほうがいいんじゃないかということに考えが至ったわけで、それを丁寧に進めていく方法で、先ほど議員がおっしゃったように、これから広報活動を続けていくなり、市民の方々に理解を得て、取りあえず土日だけでも子どもたちの教育活動に当たっていただきたいと、そのような人たちを増やすような工夫をしていきたいと思っております。

それから先ほど議員からお話があったとおり、先生方への周知なんですけれども、ちょうど3月は異動時期になりまして他市町村に行く先生方もいるだろうという考え方の下に、自分は兼職兼業できないということで控えている先生方がいらっしゃるということなんです。

社会教育の場面で言うと、スポーツ少年団は4月に集めて5月からスタートなんですけど、学校の部活動だけはもう4月1日からスタートしていますので、そこの問題、指導者の確保というのがいわゆるスポーツ少年団と違うところで、今後、47の部活動が地域移行するためにはもっと広報して、先生方が4月の段階で自分は兼職兼業してもいいかなと、そう

いうふうな活動をできるかなというところを決めていただいて、登録していただいて、順次、固めていくという方策を取っていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 異動の時期ということも確かにあるかもしれないです、先生方が兼職兼業に手を挙げないというのは。

あと、笠間市としては、平日は学校部活動を継続するし、土日も活動場所は学校を基本とするということなので、それはやっぱり地域の実情には合っているのかなと考えられると思います。その実情に合ったところで、指導者を確保するというところでは、やはり月金は先生たちはやりたくないとは言えない感じなんですよ。そこも懸案だったんですけども、兼職兼業、土日は手を挙げられるが、やりたくないですという先生は、平日はやらなくてもよくなるのか、それはないですか。

学校指導要領がもうおかしなことになっていて、学校の指導外なのに、先生がやることになっているというところが、本当は部活動の地域移行ではなく、学校の働き方改革としてそっちを進めていかなければいけなかったところを変な感じで進んでいるなということは、最初の質問のところから訴えているところなんですけれども、そのように進んでいるので、今の質問なんですけれども、それはお答えになるのでしょうか。先生はやらない、やりたくありませんと言えるかどうかというところです。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 難しい質問だと思うんですけども、昔は、内情言えば、中学校の部活動のために異動は配慮するというところがありました。今は、そういう配慮というのはなかなかできない状況にきています。

それで教育委員会が考えるのは、部活動2人体制というところで、いわゆる平日でも2人体制で主顧問と副顧問という形で交代で見るというシステムを今取っているので、競技経験がない人もそこで勉強をしてステップアップして、次の学校に行ったら主顧問としてやるということは、今までの経験の中でもたくさんありますし、やっぱり教員として子どもたちにそういう場面で関わって、子どもたちの成功体験と一緒に味わえるというのは素晴らしいことだと思いますので、そういうことは、平日は、私としては進めていきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 先生方も、部活動の地域移行というと、あたかも先生たちがやりたくないの、土日だけとか、指導者をというように取られてしまって、今まですごくプライドを持ってやってこられた先生方からするととても心外だという声も聞こえてきておまして、分からないなりに自分は一生涯懸命やっているのに、これまでのやっぱり部活動のあつれきといいますか、先生たちが負担感に感じていたのは、先生の指導力がないから勝てないとか、子どもたちもしくは保護者からのそういう要求に耐えられないような

ところもあったりして、そこでプレッシャーに感じてしまったということもあったので、ぜひこの議論はとてもいいことだと思ひまして、保護者、生徒たちに対しましても、ぜひその辺の理解を、クラブ活動としてやりたい、学校部活動として継続したいのであれば、やはりそこは先生たちも努力はするけれども、そこまでの期待というんですか、期待してもらっていいんですけれども、変な感じで圧力をかけるようなことではなく、最もすごく強くしたいというのであれば、やはり自分たちで指導者を探してクラブを立ち上げるような、そういうのが本当の地域活動になっていくんじゃないのかなと思うので、段階的に、市としてはやはりその学校部活動を残していただいて、学校で授業以外のところで友達と関わってすごくいい体験ができて、つながりも深くなり、何なら部活動だけのために学校に行っているみたいな子をまだいるのはいると思うので、ぜひ存続ができるようにその体制の構築を進めていっていただきたいと思ひます。

では、課題については、ほかにも細かいところなんですけれども、今言ったように、先生が平日やらなくてもいいのかとかそういうことに加えて、部活動の時給が上がる、先生たちの土日の部活動指導員になったら、今も土日は出ていると思うんですけれども、それよりもベースアップになるんですよね。

ところが現状、平日、部活動やります。土曜日に兼職兼業の指導員、教員が部活動指導員となって指導した場合は、1,600円の3時間分が市から払われると。翌日の日曜日に例えば大会があったと、中体連もしくは教育委員会主催の大会に引率した場合に、現状では1日8時間引率した場合、教員が県に対して申請して、何らかの謝礼金が、5,100円なんですか、が県から支払われているということなんですけれども、地域移行になった場合もこれは変わらず申請ができるのか、地域クラブではないので、中学校の部活動として参加していれば教員の扱いで参加できるので申請できるということでもいいんですかというようにことなんですけれども。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えの前に、議員の質問の中で、兼職兼業をした教員が部活動指導員というお話があったんですが、部活動指導員にはなれません。指導者ということで、部活動指導員は準公務員になりますので、そのために謝金を払っているのですから、これは指導者という立場になります。

今のお話なんですけれども、当面の間、いわゆる令和7年度末までは部活動の一環として大会に参加する形なので、議員おっしゃるとおり、申請を出して、引率教員に対してはその支払いをするというような状況になってくると思ひます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。そのような細かいことなんですけれども、そういう懸案事項を一つ一つ明らかにしていくということも必要なことだと思ひます。

令和6年度は、まだ多くの部活動が、21クラブ以外のところは学校部活動の形態のまま

継続して活動されるということですので、この期間にこういう細かいところの制度設計について項目化をして、明確にしていただきたいと思います。

小項目④を終わります。

小項目⑤、今後の進め方について。

今までのお話の中で、もう既にその令和6年度を取組としてはというお話はあったんですが、令和7年度末までに土日の部活動については完全移行ということ想定しているということなんですが、この振興計画というんですか、先ほども宗像市のところで御紹介したんですが、振興計画とかスケジュール的なことも含めた移行の内容について、生徒や保護者、そして指導者の方々と共有していただきたいと思います。その辺の対応については今後どのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 今後の計画ということなんですけれども、その前に今後、笠間市としては、令和7年度末に休日をまず地域移行させるということで今取り組んでおりますけれども、将来的に笠間市としても、平日も部活動なくして、地域クラブ化をしたいという考え方を持っています。ですから、笠間ジュニアクラブを育てていって、それが拡大して、いわゆる月曜日から金曜日までの受皿をつくってくれる素地をつくるための2年間、それから令和8年度以降の取組というふうになってくるかなと思うんです。

それから、計画については、そういうものを盛り込んでこれから出す予定でありますので、ぜひそれを待っていただきたいと思います。あと今後の進め方としては、そういう地域クラブが立ち上がってくることによって、先ほど申し上げたとおり、小学校5、6年生のアンケートでは、今の中学校に75%しか自分が入りたい部活がないということは、現行の今、部活動がどんどん淘汰されてなくなっていく可能性があります。ということは、稲田中学校と岩間中学校が野球部で組んだように、淘汰されていって、総合的な、例えばバレーボールを笠間市独自の一つの地域クラブにするとか、そういう活動は今後は進めていきたいと、そのように思っています。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。令和7年度以降も、令和8年度以降も、子どもたちが活動できるような体制を整えていただきたいと思います。

これまでも、部活動は、平日、休日の指導や大会引率など、教員の献身的な勤務によって支えられており、教員の長時間勤務も課題となっていることがあります。そのようなことから、国は部活動の地域移行によって教員の働き方改革を推進したり、今お話にもありました、少子化の中で、子どもたちがスポーツ、文化、芸術に継続して親しむことができる機会を確保していくという目的、その方向性を示しておりまして、先ほどのお話にもありましたが、大会への参加や運営等についても今後も見直しをしていくとしています。ですので、市においては、国の動向に注視しながらも市の実態を把握して検証した上

で、地域移行によって、子どもたちの体験機会が現状よりも減ってしまったり、または教員の負担増になってしまわないように知恵を出し合って取り組んでいていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 6番坂本奈央子君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

17番西山 猛君の発言を許可いたします。

西山 猛君。

〔17番 西山 猛君登壇〕

○17番（西山 猛君） 17番西山 猛です。通告しております質問1、2、3、大項目三つあります。一問一答方式で質問させていただきます。

それでは、大項目1、笠間の宝について。

笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクトとはということで、小項目①、目的は何かお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 17番西山議員の御質問にお答えをいたします。

笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクトにつきましては、少子化を背景とする人口減少問題が進展する中、笠間市の未来をつくるため、喫緊の課題に対しスピード感を持って効果的に対応するとともに、多様なニーズに応える対策、将来につながる施策を着実に進めるため、子ども・子育て施策を最重要課題として設定し、分野横断的に取組を推進するものでございます。

なお、令和6年度は、笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクトStage2といたしまして、切れ目のない支援を展開するための体制強化をはじめ、全分野一体となった施策の展開を図ってまいります。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 小項目①を終わります。

小項目②に入ります。具体的な事業についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクトの事業は、各分野ごと、ライフステージごとに必要な支援や事業を展開してまいります。母子保健における拡充事業について御説明をさせていただきます。

一つ目といたしましては、産後ケア事業でございます。産後ケア事業につきましては、委託している産婦人科において、宿泊型、デイサービス型で産後の母子の心身ケア、育児のサポート等を行っておりますが、加えてアウトリーチ型、訪問型のサポートを実施するとともに、里帰り等で県外等の産婦人科で産後ケアを利用された方への補助についても新たに実施してまいります。産前産後サポートで実施しております新生児訪問につきましては、助産師等の訪問により育児の不安解消や母への精神的なサポートをよりタイムリーに実施し、産後の支援の充実を図っております。

二つ目といたしましては、出産・子育て応援事業でございます。全ての妊婦、子育て家族が安心して子育てができるよう、伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体的に実施しております。経済的支援、そして出産応援給付金、子育て応援給付金として、それぞれ5万円を給付しております。伴走型相談支援は母子健康手帳交付時から継続して、保健師や助産師が身近な相談者として相談に応じ、必要な支援につないでおります。

三つ目といたしましては、母子保健事業のうち、離乳食教室において、初期・中期に加え9から11か月頃に離乳食後期教室を実施いたしまして、食育の大切さや離乳食移行期の悩みや不安を解消してまいります。また、相談体制強化といたしまして、新設いたします子ども政策課に心理職を配置し、多職種連携による支援の拡充も図ってまいります。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） そうなんですよね。母子手帳をもらいます。母子手帳というのはどこにもらいに行きますかとよく若い世代の人に私は言うんですが、行政は、生まれてくる子どもが母親の胎内に宿したときから死んで埋葬されるまで、関わるんです。

だから、大事な大事な一番身近な行政、公ということをまず理解していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 母子健康手帳交付時、これが相談体制の入り口となっておりますので、現在、その母子健康手帳交付時から相談体制に強化している状況でございますので、私どもも大切な申請の場所だということは認識しております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 小項目②を終わります。

小項目③に入ります。新規事業について。

笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクトというプロジェクトの中で、新規事業をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 令和6年度は新たにこども部を設置いたしまして、その中で包括的で切れ目ない支援を提供するための体制強化を図ってまいります。

その中で、新たに四つの事業を構築し、当初予算に計上しているところでございますの

で、令和6年度から実施する新規事業について御説明をいたします。

まず、切れ目のない包括的支援体制の構築としまして、要支援児童やヤングケアラー等がいる家庭に支援員を派遣し、訪問による家事・養育支援を提供する子育て世帯訪問支援事業を実施いたします。予算額は231万4,000円でございます。また、ペアレントトレーニングにより、親子間の適正な関係性の構築を支援する親子関係形成支援事業を実施いたします。予算額は58万9,000円でございます。

次に、幼児保育教育環境の構築といたしまして、就労要件等を問わず、誰でも柔軟に保育施設を利用できる、こども誰でも通園制度を創設し、未就園児に対する定期的な保育の提供により、育児負担の軽減を図ります。予算額は1,002万1,000円でございます。

また、保育士人材確保事業といたしまして、民間の保育施設等に正規雇用された保育士や看護師に対し、1人当たり20万円の就労支援金を支給するなど、保育士等の人材確保に取り組んでまいります。予算額は206万円でございます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） まず、こども部の新設ということで機構改革をする予定ですが、新しい部署、新しい課、新しい係、新しいグループというのができるのですか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） こども部の新設につきましては、新しい課としては子ども政策課、ここが今後子育ての施策の企画等に携わりますが、その相談部門につきましては、今現在あります子ども福祉課の相談部門と、保健センターで実施しております母子保健、こちらが一体となって新設する課でございます。それと、子ども福祉課、現在保健福祉部にある子ども福祉課と子ども育成支援センター、そちらがこども部に移管することになります。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） でも大体、今現在行われている事業が、課は一緒になるか、別になるかは別としても、増えるというか、新たなという部分ではないですね。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 現在実施しているところを一体となって政策をすることと、新たに心理職、精神保健福祉士と多職種連携ということで、専門職の強化を図ってまいります。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それだけ力を注いでいるということになるかと思いますが、これからの子どもの、笠間のまさに宝物をいかに育てていくかということで力を注いでいるというふうに理解いたしました。

それでは、新規事業を一つずつほぐしていきたいと思うんです。まず、順番からいき

いと思うんですが、子育て世帯訪問支援事業、具体的に。予算化は分かりましたので、具体的に。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 子育て世帯訪問支援事業の概要でございますけれども、支援の対象は要支援・要保護児童とその保護者、それから特定妊婦、ヤングケアラー等でございます。これは、業務を訪問介護事業所に委託をいたしまして、その支援員が子ども政策課の職員と共に対象者宅を訪問しまして、世帯が抱える不安、悩み、これを傾聴するとともに、家事、それから療育に関する支援を一定期間継続して実施をするものでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 具体的にどうですか、具体的に。こんにちとは行きますね。そこから具体的に。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） まず、支援を必要とする世帯というのは、なかなかその支援を表に出しにくいというようなところがございます。ですから、今挨拶とともに訪問しまして、何気ない会話の中から抱える課題を見つけていく、そういう視点が必要かと思えます。それを見つけた段階で、やはり対話を重ねる中で信頼感を構築しまして、具体的な支援につなげていくというようなことが始まりかと考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） まさに所長の答弁のとおりで、声なき声なんでしょうね。多分。ということは、逆に言えば、そんなサービス要らないよという世帯も出てくるんじゃないですか。そういうことのその分類というか、それはどのように考えていますか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 今議員おっしゃった点、まさに私どもの新規事業を進めていく上での課題というふうに捉えております。

やはり、そういうものを拒絶してしまうもの、これが本当に何も課題がなくて、それを要らないというものであればよろしいですけれども、拒絶の裏にある隠れているものをどう引き出して関わっていくかというところが、この事業を成功に導くポイントかなというふうに捉えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 所長、おっしゃるとおりです。では、それをどうすればいいんですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） そこはやはり、その御家庭が抱えているものをどう探っていくかということで、我々関わっていく職員の資質、そういった本質の課題というもの

を見抜くような質の向上、それから御家族がそういう話をしている会話だけではなくて、訪問した際の家庭内の様子であるとか、そういったところにきめ細かく、部屋が散らかっていないかとか、そういった部分も含めて幅広く視野を広げて関わるというようなところを高めていく、そういったところが必要かと思っております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 今の所長の答弁は具体的じゃないんです。家の中を、生活をのぞくというような部分に今聞こえるんですが、そうじゃなくて、この母子、この家庭はどんなふうなのかなということをもっと事前にどう把握するかということが一番大事だと思うんです。単純に、ここに子育て世帯訪問支援事業、来てくださいよ、分かりましたというようなイメージであれば問題ないんですが、実際今社会問題になっていることというのは、見えないところで起きているのがいっぱいあるんです。後からメディアなんかに出ますと、いや、こうだった、ああだったとみんな知っているんです、事情は。泣き声が出た、こうだった、ああだった、みんな知っているんです。

だから、それを考えたときに、やはり地域でいろいろな声をくみ取るという作業が必要だと思うんです。それは、行政が一斉に行ってはなかなか難しいと思うんです。そこは連携するということなので、具体的にこういう家庭があった、それに対してどんなふうにするかという事例をイメージ的に。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 具体的にお話をしますと、まず世帯に訪問しまして、その生活状況の把握というと、もちろん御家族からの意見とか会話の中からということもあると思うんですけれども、今議員おっしゃったように、地域の中では実は認識をされているというような部分もございますので、やはり近隣住民の方、あるいは民生委員、そういった方からの情報収集であったり、そういった周りからの視点というものも大切にしていける必要があると思います。

やはり、関わりが始まった後、地域の方も含めて、その世帯の生活の変化、そういったものがあつた場合には、行政の視点に加えて、周りの方からも御協力をいただけるような地域づくりも併せて進めていくということが必要じゃないかというふうに認識をしております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） まさに理想なんですけれども、なかなか声なき声をくみ取るというのは大変な作業だと思うんです。最近、民生委員も個人情報保護法を盾にシャットアウトされてしまうみたいなことを、一つの心配事として聞こえてきます。まさに、そういう時代なんでしょう。

ですから先ほど言ったように、こんにちは、がらっと開けて中を見て、この家庭はどんなだと、そんな単純なことではないと思いますので、この事業については慎重に、さら

にそのプロジェクトをどういうふうにするのかということも含めて進めていただきたいと思います。そんな感じでよろしいですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 今おっしゃられたとおり、なかなか民生委員といえども、家庭との関わりというのが難しくなっているというような背景もございますので、そういった課題を踏まえつつ、新規事業ですので、ここはしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それでは次に、親子関係形成支援事業、これは何となくその前段の子育て世帯の部分と連携してくるのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 親子関係形成支援事業につきましては、この支援の対象は、やはりその子どもとの関わり方、それから子育てに悩みや不安を抱えている保護者の方で、特に子どもを看護する、子どもを見ていくということが難しい、不適當という言葉は強いですが、そういった不安があるような方で、虐待とかのおそれのある保護者の方に対して、子どもにも当然課題がある場合があるんですけども、親子の関係性、それから子どもの発達に応じた子どもの関わり方、こういったものを知識や方法を身につけるためのグループワーク等を内容として、親と子のうまい関係性を、行政として支援をしていくようなプログラムを提供するというような事業でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 親子関係形成って、まるっきり親子の間に入るというか、そんなふうには聞こえるんですけども、それも枠にはめるといえるか、型にはめるといえるか、そんなふうにも聞こえるんですが、そういう心配はないですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） そういう心配はないです。子どもにとって、やっぱり一番近い存在は親ですので、行政としてその型にはめるといえるか、枠にはめるといえるかではなくて、あくまで親の視点で、一番身近な存在である親が子どもの療育をきちんとできるように側面からサポートをしていくというようなところですので、そういったところで進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 私は、新規事業だということから結構不安要因も含めてあるのが本当なのかなと思ったんですが、ないということなので、まさに形成ですから、形をつくる、親子の形をつくる。大きなお世話ですよという感じじゃないですか。そうはなりませんか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） この名称が少しそういったイメージにつながっていくよ

うなところはあるかもしれないんですけども、あくまで先ほど申し上げましたとおり、我々としては、少し柔らかい視点で、家族全体を包むようなイメージで関わっていくというところですので、ここも先ほどお話しした、こちらからアプローチの仕方によっては冒頭から拒絶されてしまうようなところもありますので、そういったところにも留意をしながら進めていかなければならない事業かなというふうに認識をしております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 私は思うんです。何もなくて当たり前。何かあったときに、こういう支援事業があったのに、行き届いていなかったんじゃないかと批判を受ける、特に児童相談所なんか言われています。相談を何回かしていました。でも、結果としてこうなりましたというのがよくあります。まさに、行政はそういうことだと思うんです。

結論から言うと、やはり地域なんでしょう。だから、地域と行政がどうつながるか。多分、今行政区の問題は非常に、あちこちで抜けたり、もうやめちゃったりとかいろいろ出ているようなので、私は地域のつくり方をもう一回考えて、その中にやはり声なき声をくみ取る方法を考えるべきなのかなと思うんです。その点いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 今議員おっしゃったように、地域の力というのが今弱くなったりしているような現状があります。やっぱり、福祉施策を進めていく上では我々行政だけの力ではどうしても難しい部分がございますので、地域を巻き込んだ、そういう視点でのまちづくり、それから福祉施策、これは必要な視点だというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） これはお願いしましょう。大変な事業でしょうけれども、新規事業ということで旗を上げたわけだから、頑張ってやっていただくしかありません。

次に、保育士人材確保事業ということなのですが、これは具体的にはどのように。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 保育士人材確保事業につきましては、市内の保育施設等に正規雇用された保育士、看護師に対して、2年以上継続して勤務することを一つ条件といたしまして、就労支援補助金として一時金20万円を直接御本人に支給する、市の独自事業でございます。

また、新たな取組といたしまして、市内に勤務する保育士を対象に、質の向上や離職防止につなげる研修会、アンケート等の意見収集、こういったものを実施しまして、人材の確保に資する取組ということで実施をしてみたいと考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） この件は、前回かな、触れましたけれども、人材という言葉言えば、人材を確保すると、非常に困難であると、こういわれています。そこに、人材派遣業者がいて、そこに依頼をする。今個人に20万円という言い方をしましたけれども、受

ける側、雇用をする側が、大変な負担を強いられているようなんです。具体的に、前は数字を言いました。70万円です、1人70万円。70万円を払わなくちゃならない、派遣会社に。人身売買だって、はっきり私言ったでしょう。人身売買、これはもう何を言われてもいい、人身売買と一緒にです。

今非常に、人材派遣業が盛んに自分のスキルだとかキャリアだとかを生かせる環境があるんじゃないかといって、今のネット社会の中で広がっておりますが、結局はそういう事業を行っている会社の利益につながって、その負担が雇用主に行くと、やはりバランス的に悪くなります。

特に、もしそういう考えがあるならば、公がもっと違う形で人材を集めることに特化してもらって、1年間なら1年間でいいです、特化してもらって、それを割り振りできるような、もう公です、子どもを育てるということは。だから、人材確保という具体的なもし考えがあるのであれば、もうちょっと踏み込んだ、お金の補助とかお金の助成とかじゃなくて、もうちょっと踏み込んだ考え方をすべきだと思うんです。当然、新規事業なのでこれからのことですから、それは期待します。

そういう考えを持って進めていくということで私は理解しているんですが、どうですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 人材の確保につきましては、茨城県などでも人材の登録制度のようなものもございますし、笠間市でもそういう視点で、単年度でいろいろな保育所で仕事をしていただいている保育士の方なんかもいますので、そういった情報を集約して、今議員おっしゃられたような人員の確保に困っているようなところにつないでいくというような取組と一緒に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 分かりました。

それでは次に、こども誰でも通園事業、これは1,000万円からの予算なんですが、具体的にその予算の使い方も含めて、これはどういう事業ですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） こども誰でも通園事業は、就労要件等を問わず全ての子育て世代が保育施設の利用を可能とする制度でございます。国のモデル事業として、他の自治体よりも早く実施するものでございます。

対象は市内の生後6か月から3歳未満の未就園児で、その方を保育の専用の保育室、専任保育士を配置しまして、子どもの預かりに加えて、育児相談等にも応じることによって保護者の育児の負担の軽減を図るものでございます。

やはり、その背景には、要支援児童のフォローというような意味合いも含んでおります。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 受皿はどこですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） くるす保育所でございます。予算も、その人件費3名分の人件費でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 所長、実情を知っていますか、笠間市の実情。もし実情が分かっていたら、くるす保育所は笠間地区、じゃあ友部地区にどこどこ、岩間地区にどこどこ、こうやるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 3地区ございますので、本来そういった地区ごとの設定ができれば、それは一番理想かなというふうに考えてはおりますが、現在のところ人員等の関係で、くるす保育所でまずはスタートして課題の整理をしていこうというようなことでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） だから、実情を分かっていますか。じゃあ、友部地区に、今地元議員の御功勞の下、工業団地がどんどん広がっています。まち並みも変わりました。

そこに勤める、例えば夫婦で勤めます。子どもを預けたい。どうしている。この事業を受けたいんだといったときに、何分かかりますか、何キロありますか。それを支援なんですか。やっていればいい、旗振っていればいい。そういう問題ではないと思うんです。

ですから、実情はどうなんですかと聞いているんです。分かっているんですか。分かっているなら、分かっている、分かっているなら分かっている、どちら。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 今議員おっしゃったとおり、友部地区の保育のニーズというのが上がっている中で、なぜ場所がくるす保育所かというようなところもあるかと思うんですけれども、まずくるす保育所でのパイロット的な立ち上げをして、例えばそのミスマッチがもし出てくるとすれば、そこはやはり改正しながら、モデル事業ですので、しっかりとしたものを次年度以降できるように構築していきたいと考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） これが行政の、お役所の考え方。モデル事業をやっているうちに、2歳が3歳、3歳が4歳になってくる、そうでしょう。今もう今日にでも、その思いが分からないんですかと言っているんです、どうですか。

くるす保育所がどうこうじゃないんです。何で友部地区にもつぐらないの、岩間地区にもつぐらないの、それを言っているんです。だから、笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクトというプロジェクトの中で、果たしていかなものかというのを思ったので、今回質問しているんです。

新規事業について、まだやってもいないことを、例えば1年1サイクル回って、結果に

対して、これどうだったの、成功事例あるいは失敗、そういうことを質問すべきだと思うんですが、そうじゃなくて、見るからに今お試し期間の話をしているんです。試験的な話。それはないよ、その間に大変な思いをしている家庭があるということです。今日にでもそれを考えてくださいということを行っているんです。

これ以上質問しても、ここの部分については、今試験的というか、1年間なら1年間見てみようという部分も含めてなんでしょうけれども、いかがでしょうか。部長、総括でお願いします。この質問に対して、①②③質問しました。新規事業、四つ質問しました。これについて総括をお願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 令和6年度笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクトといたしまして、こども部を新設し、その政策を努めてまいります。

今、議員がおっしゃったようなことも含めまして、まずはスタートさせていただきながら、随時そのニーズの変化を捉えながら、新たな事業の拡充であったりとか、また再編であったりとか、そういうのをまたスピード感を持って対応してまいります。今回の事業はまずスタートさせていただきながら、皆さんの反応を見せていただき、また市民の皆さんの御意見をいただきながら実践してまいりたいと考えております。私どももこれから未来を託すお子さんのための健やかな成長を願いながら、実践してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それでは、笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクトを掲げた施政方針演説の中で、きちっと提案してくれました市長から一言お願いします。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

令和5年度に子育て都市宣言プロジェクトということで、これまで継続してきた事業に新たな事業を加えて強化し、さらに令和6年度、強化をしながら、子育て支援、広い意味で言うと少子化対策です、その取組をスタートする予定でございます。

やはり、一番子どもたちが急激に減少していくということは、笠間市の将来にとっては極めて大きな課題であります。これは全国的な問題でもありますが、長くなりますが、今年の成人式は668名の成人者がいましたが、生まれた子どもが316名ということでありまして、20年で約半分、極端な話20年たつと、また半分になってしまう。2050年には、いわゆる笠間市の人口が5万人になるというような予測すら立てられているのは今の現況でございますので、我々としては、今回の四つの新規事業、三つが国の事業であります。単独事業を含めて、国も相当力を入れ始めましたので、そういう事業を抱き込みながら、子育て支援を強化していきたい、そういう気持ちで、ステージ2というのを立ち上げました。

スタートしてみると、先ほど部長からありましたように、いろいろな課題が出てくると

思いますが、それらをしっかり整理しながら、引き続き進めていきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 笠間の宝物です。どうぞよろしく願いいたします。

大項目1を終わります。

大項目2、小・中学校に対する支援事業について。

小項目①、令和5年度の支援実績について伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 17番西山議員の御質問にお答えをいたします。

令和5年度の小・中学生に対する支援事業の実績につきましては、重点プロジェクトの子育て支援として、子どもたちの発達段階に応じた支援を行っております。具体的には、小学校、中学校、高等学校への入学前に、それぞれエコランドセルの給付、制服などの購入費支援として1人当たり3万円の支援、高校生の生活を応援するために1人当たり5万円の支援を行っております。

さらに、学校給食費については、学校給食費の負担を軽減する事業や、家庭の第三子に対しては給食費を無償とする事業も行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 小項目①を終わります。

小項目②、令和6年度の支援計画についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 令和6年度の小・中学生に対する支援事業計画につきましては、令和5年度の事業を引き続き行うとともに、給食費の第三子無償化事業については、対象範囲を拡大して実施していく予定でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 小項目②を終わります。

小項目③、おいしい給食の推進事業について伺います。

具体的には、給食センターが二つあります。ほかは自校式です。2給食センターの実態というか、実情はどのようになっているか、どのような運営をしているかお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 議員おっしゃるように、笠間市の場合には、笠間地区、岩間地区については、学校給食センターで民間の業者に調理を委託して行ってございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 週明け3月19日です、来週です。平成18年3月19日に合併をしまして、現在の新しい笠間市が誕生しました。

平成18年ということではよろしかったかと思うんですが、合併当時の学校給食の給食センター方式、つまり岩間地区と笠間地区の対象児童生徒数。合併当時。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） すみません、平成18年の合併当時というのは今手持ちがないんですが、この給食の民間委託業務が始まった平成25年度の児童生徒数で申し上げます。

市全体で6,154名の児童生徒がおりました。それに対して、令和5年度は5,187名となっております。約1,000人が減っているというような状況でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） センターの対象ですか、これ。自校式も含めてになっちゃいますね。センターの対象、つまり岩間地区、笠間地区、もし資料が平成25年の委託当時のやつがあるのであれば、分けてもらいたい。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えをいたします。

平成25年の笠間学校給食センターの対象の児童生徒数は2,017名でございます。それに対して、令和5年の児童生徒数の対象者数は1,562名となっております。一方、岩間地区につきましては、平成25年度の対象児童生徒数が1,248名、それに対して令和5年度は933名となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） どちらも減少していますね。すごい急激です。民間委託をしたのが平成25年で、そのときいいです。

そのときのデータとして、センターで働く職員は何名ですか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 平成25年度は合計で33名となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 現在のデータで。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 現在、二つのセンターを合わせまして38名となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 飯田正憲君が退席いたしました。

西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 減っているかと思ったんですが、どうして、横ばいは例えば譲れるにしても、増えるんですか。理由を教えてください。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 子どもの数が減っている中で、調理員の数が増えている理由についてですが、大きく二つございます。一つは調理業務の特性、そしてもう一つが契約形態によるものでございます。

調理業務というのは、食数が減っても必要な工程や衛生管理の作業数は変わらないため、一定数以上の調理員が必要となります。さらに、例えばカレーを作るときでも、具材を切ったり炒めたり煮込んだりする工程は必要です。また、食材を扱う上での衛生管理も、その食数によって変わることはありません。

さらに、給食の調理は請負形式で行っております。これは、業者が自己の責任とリスクで業務を遂行し、その結果に対して報酬を得るといような形態でございます。業者は、その日の献立内容やシフトの必要性、さらにはパートタイムの雇用状況などを考えて、業者の裁量で必要な人数を配置するためでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 働く場をいちゃもんつけているように聞こえるので、これ以上は人数のことは言いませんが、食材の確保、これについては平成25年当時と今で何か違いますか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 基本的には変わってございません。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） いろいろなことを民間なので、委託された民間が弾力性を持ってやっている中に、この増員、38名ですから5名増員のようなことがあるんですが、それはあくまでも委託料の中でということなんですよ。でも、そういうことというのは、基本的には給食費に反映するわけですよ、しませんか。

石井議員の質問の中に、食材のことだとか、そういう高騰だとかそういうことも含めて、それでも給食費を現状維持なんだみたいな努力のように聞こえるんですが、いかがですか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えいたします。

給食費というのは、食材費イコールでございます。ですので、食材費の分しか、保護者の負担はいただいております。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） そうじゃなくて、それはそういうルールにしているんでしょう。

理屈はそうなんでしょう。でも実際、中身は違うと思うんです。要するに、負担は幾らなのかというだけだと思うんです。もし、食材費だけを負担だと言うならば、食材費の調達
の仕方、民間なので替わるはずなんです、努力してもらえば。どうですか。替わっていない
と言うから。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 食材の購入につきましては、基本的に市で食材を購入してご
ざいます。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） そうしたら、民間に委託ってどこの部分はどうなんですか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） これは実際に、調理業務だけを委託するというところでござい
ます。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 委託料は一定で、それで例えば30人使おうが、40人使おうが、
関係ないんだということになりますよね。そういうことでよろしいんですよね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） この請負というのは、笠間の給食の調理業務というのは、そ
の業者が全体の業務を一貫して、要は行うことでございます。

なので、この給食に対しては責任を持って作るというような調理業務を委託している
ということでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それではいいです、いいです。こうしましょう。食材確保につ
いて、以前から私は何回か質問もしていますし、提言もしているんですが、学校給食会か
らの仕入れ、これの調整はできないんですか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 学校給食会からの御質問、以前にも西山議員からいただいた
ところでございますが、パンとか麺とか牛乳については、基本的に学校給食会から納入を
することとなっています。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） なっています。パン、麺、牛乳、この3点。ほかは入れない
ですね。間違いないですね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 一般物資につきましては、見積りにより購入をしてございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 見積りということは、入札なんですか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 見積り合わせにより購入をしてございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） それは適正でしょうか。さらには地場のもの、地産地消を考えたときに地場のものが、そこを変な話、経由してくるということなんでしょうけれども、そういうことなんですか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 食材については、やはり今、西山議員おっしゃったように、地場のものを優先して購入してございます。

そういった中で、この食材については、栄養士とか、あるいは市の職員とかそういった方が、食味であったり、あとはその金額であったり、そういったものを総合して判断して決めてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 学校給食会と縁を切ったらいいんじゃないですか。できませんか。民間と連携をする。もっと、多分コスト下がると思います。いかがですか。そういう考えというか、そういうことを計画したことはないですか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） このパンとか麺については、学校給食会が県内全部の全体の小麦粉を、前年度に安いお金で買っているんです。その小麦粉を使って委託業者がパンや麺を作っているというような現状がございまして、最終的には、要はコスト低減、要は安い金額で我々はそのパンとか麺を購入しているというところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 学校給食会を通すと安くなるんですか。それは数字で出ますか。出なければいいです。

○議長（大関久義君） おいしい給食推進室長石井 謙君。

○おいしい給食推進室長（石井 謙君） 基本物資について給食会を通さずに購入した場合、比較的高い購入額になると考えております。

まず、パンにつきましては、50グラム60.24円、これは市販の場合ですと100円から150円ということになります。ソフト麺につきましては、80グラムの場合ですと69円、これが

市販ですとソフト麺約100円程度。牛乳につきましては、パッカー一つ200グラム、これが56円ですが、市販ですと100円から120円程度となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 市販ってコンビニの話をしているんじゃないですか。コンビニじゃなくて、業者です、業者。スーパーの話じゃないんだ、俺が聞いているのは。

○議長（大関久義君） おいしい給食推進室長石井 謙君。

○おいしい給食推進室長（石井 謙君） 先ほど部長からもありましたとおり、小麦粉等を、こちらパンですと大量に購入して原価価格を抑えているというところがありますので。

○17番（西山 猛君） それは分かった。だから、その単価の話を聞いている。

○おいしい給食推進室長（石井 謙君） 単価につきましては、通常、一般の業者と契約する際にはその原料の確保もあるんでしょうけれども、配送の問題がございます。給食会を通せば、原料の確保、配送の問題まで解決するので、トータル的には安くなると考えています。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） そうしたら、給食センターの中でパンの加工をしたらいいじゃないですか。パンを焼いたらいいじゃないですか。少子化で子どもどんどん少なくなるという、数が少ないんだから。どうですか。

業者の単価、知っているか、知らないか分からないけれども、百何円とか、それは売値でしょう。そうでしょう。消費者が買う金額でしょう。それとその業者の比較、どこだって業者はもっと安いです。方法はあります。給食センターの中でやったらいいんじゃないですか。

できないんですか。できるか、できないかでいいです。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 議員御提案の、例えばその給食センターでパンを焼くにつきましても、様々な機材とかそういったものが必要と考えます。当然、人も必要だと思います。

そういったことを考えて、そこで買うのと実際給食センターで作るの、どちらが安いのかというのを考えたときに、これ計算は私はしていないですけども、実際に給食会から購入したほうが、全然コスト的にも削減につながるのかなというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 分かりました。じゃあ、次回までに今のセンターの中身、民間に委託しています、それがどのぐらいのコスト削減になっているか。市が直営でやるのと、そうでなくて委託しているのでどのぐらい差が出るのか、それはじき出しましょう。

私は、結論的には、給食費半分になるはずなんですとと思っているんです。半分、半減、

50%ダウン。無償化はともかくとしても、50%ダウンはできるはずなんです。私はそう思っています。もしその件であれば。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 給食のシステムをお話ししますと、市全体で大体6億円が給食をつくるためにお金がかかっています。そのうちの3億円、簡単に言うと大体その半分が食材費でございます。その食材費を、保護者から給食費として負担をいただいているということでございます。

なので、その食材費を、例えば支援が必要な人には無償化にするとか何とかということで、大体3億円ぐらいを市が全部を負担すれば、結局給食は無償化になります。ですから6億円というのは、今言った機材とかそういった部分は、その経費は今までも市が負担しているという考えでございます。

そして先ほど言ったように、委託前と委託後どのくらいそのお金が変わったのかというような一例を申し上げますと、実際、平成25年に業務委託をしました。ほとんどこの業務委託というのは、人件費の部分が多くなってございます。そういった中で、市で直営でやっていたときは、大体金額的に約1億円の人件費がかかってございました。これを民間に委託した結果、大体6,500万円ぐらいに抑えられたと、そういうような状況でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 分かりました。いずれにしてもそれは後にしますから、大項目1からの流れで、やっぱり子どもは宝なんです。そこをよく理解していただいて、家庭の負担だとか、そういうことも考えてあれしてもらっていいですか。いろいろ考えていただいていいですか。給食については努力していただいていいですか。無償化とは言いません。努力してください。お願いします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 今物価高騰の中、やはり家庭の経済的な負担を減らす支援とか、あるいは学校教育の改善などを通じて、子どもたちがやはり安心して学べる環境をつくっていくことが我々の使命だと思ってございますので、総合的に判断してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） よろしくお願いします。小項目③を終わります。

大項目2を終わります。

大項目3、栗のブランド化についてお伺いいたします。

小項目①、ブランド化の進捗について伺います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 17番西山議員の質問にお答えします。

ブランド化の進捗についてでございますが、笠間の栗のブランド化を進めるため、栗栽培に係る補助事業や剪定講習会など生産者への支援や、イベント等でもPRを強化し、知名度の向上に取り組んでいるところでございます。

かさま新栗まつり等のイベントの開催、市内を周遊するパンフレットの発行など、PRをしたことにより、マスメディアの露出が急増し、秋には栗を求めて笠間市を訪れる方々が年々多くなってきており、笠間の栗が消費者に認められ、一定の認知度を得られたと考えているところでございます。

また、JA常陸笠間地区栗部会における生栗の販売単価につきましても、ブランド化を始めた平成28年頃は1キロ当たり平均400円台でございましたが、最近、令和5年の価格で申し上げますと1キロ800円台まで向上しており、一定のブランド化が進んでいると考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 小項目①を終わります。

小項目②、栗の生産に関する助成について伺います。

この点は時間がないので、水田の畑地化、これは具体的にどうなんですか。水田です。田んぼを稲作というデリケートなものを育てなくちゃいけない、収穫しなくちゃいけないデリケートなことの隣接に、畑地化になった栗林、栗畑があるということはいかななものですか。そういう弊害はありませんか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 水田畑地化につきましてでございますが、水田という土地の利用促進を高めるために、水田から畑地化することが一つの方法であると考えておりました。これが高収益作物を生産することで農家の所得向上につながることも考えております。

また、今回パイロット事業として事業地を選定した水田につきましては約2.57ヘクタールで、40年から5年、平均10年から20年程度耕作放棄となった場所でございます。

○議長（大関久義君） 西山 猛君。

○17番（西山 猛君） 最後になっちゃいますが、既存の栗林、これの再生をお願いしたいと思うんですが、一言最後、市長でもいいや、お願いします。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 新しい田んぼを畑にしていく畑地化も必要でありますし、既存の栗畑については、一定規模のものについては、効率的な収穫を考える上で維持していくと、そういうことは必要だと思っています。

○17番（西山 猛君） 終わります。

○議長（大関久義君） 17番西山 猛君の質問を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午後零時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

20番小藺江一三君が着席いたしました。

13番村上寿之君の発言を許可いたします。

村上寿之君。

〔13番 村上寿之君登壇〕

○13番（村上寿之君） 13番、市政会の村上寿之です。通告に従いまして一問一答で質問します。

それでは、大項目1、教職員の働き方改革について質問します。

文科省諮問機関の中央審議会は、学校の働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることと示している。このようなことから、笠間市が取り組んでいる働き方改革は、教職員により効果がもたらされているでしょうか、質問します。

小項目1、教職員の働き方改革による効果について伺います。

○議長（大関久義君） 16番飯田正憲君が着席いたしました。

教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 13番村上議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、働き方改革による効果についてでございますけれども、本市におきましては、平成31年4月に学校の働き方改革プランを作成し、教職員の働き方改革を推進しているところでございます。主な取組としましては、年7日間の学校閉庁日の開設、市働き方改革推進委員会の設置、そして月1回の定時退勤日、水曜日なんですけれども、第3水曜日、その設定、学校ごとの週1回以上の定時退勤日の設定、学校行事の見直しや廃止などが挙げられております。

効果といたしましては、令和元年度の市内全小・中・義務教育学校の月ごとの超過勤務時間の平均が51.4時間、小学校においては43.9時間、中学校においては66.4時間となっていたものが、令和4年度においては全体で37.9時間に減っております。小学校においては33.1時間、中学校においては47.8時間となり、13.5時間の削減となっております。

また、各学校が実態に即した取組を行い、教職員の負担軽減につなげている状況です。これに加えて、本年度、令和5年度に校長会にお願いをしまして、先生方に計画年休ということで、年間何日か計画的に自分が自己申告をして年休を取りたいという日を決めて、取ってほしいということで実施をしております。

以上です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 働き方改革を実施する際の支援体制やフォローアップはどのようになっていますか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） ありがとうございます。支援体制とフォローアップについてお答えをしたいと思います。

各学校において、働き方改革推進委員会が設置をされております。推進委員会が中心となりまして働き方改革が進められており、主な取組としましては、市内全校が毎月第3水曜日に実施している、先ほど申し上げた定時退勤日のほか、学校ごとの定時退勤日の設定、学校行事の見直しや廃止などを行って、教職員の負担軽減につなげております。

また、推進委員会において改革の取組状況や課題について協議し、課題解決を図りながら、改革を各学校ごとに進めております。

以上です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） これらの効果を評価するための具体的な方法や指標はありますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

各学校におきましては、年度末に校務分掌ごとに反省会を行っております。各担当の働き方改革の取組について評価をしまして、取組の継続、それから見直し、そういうものを行いまして、教職員間で共通理解を図って次年度につなげているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 働き方改革により、子どもたちに寄り添った教育活動が今まで以上できるようになりましたか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 断然にできるようになったと私は自覚しております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それはすごくいいことで、子どもたちのためであればどんな長時間勤務もよしとするという働き方の中で教師が疲弊していくのであれば、それは子どもたちのためになりません。働き方改革により、長時間勤務は改善されているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） それでは、数字的にお答えをしたいと思いますけれども、令和元年度の市内全小・中・義務教育学校の月ごとの超過勤務時間の平均が51.4時間となっていたものが、先ほど申し上げたとおり、令和4年度については37.9時間と13.5時間の削

減となっていることから、つながっていると思われます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 教職員の仕事とプライベートのバランスは、非常に重要です。教職員が仕事とプライベートのバランスを保つために、学校が行っていることはありますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えしますが、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、今回初めて笠間市のほうで計画年休ということで、今まで先生方の年休簿をぜひ議員の皆様方にも見ていただきたいんですが、通常の職場と違って、学校の先生方は1時間単位しか年休というのは取らないんです。子どもたちの学習時間が終わって3時半以降の1時間だけ取るとか、ですから1日単位で取ったり、0.5日単位で取ったりということは皆無の状況だったので、私はぜひ土日の前の金曜日あたりを、何月何日の金曜日は私は休みますという自己申告制にして計画年休を取ったり、そういうことでプライベートの時間を分けるようにしています。

とにかく、人の子どもを教える、悪い言葉で言えば人の子どもを教えるためには、自分の家族を大切にすることが基本だと思っています。その部分を大事にしたいということで、44市町村に先駆けて、計画連休を取り入れています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） いいことです。働き方改革が教職員の仕事やプライベートをよくしてくれることであれば、自動的に教職員の質の向上にもつながります。教職員の質が上がれば、子どもたちの学力向上にもつながります。働き方改革が子どもたちのためになるような改革であることを期待して小項目1を終わりにして、次に小項目2に入ります。

小項目1で働き方改革の効果をお聞きして、効果があったことは大変うれしいことです。しかし、働き方改革が不適切に実施されると、教職員の業務負担が増加するなど、様々な弊害が予想されます。笠間市では教職員の働き方改革により、弊害は起きていませんか。質問します。

小項目2、教職員の働き方改革による弊害についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 弊害は皆無とは言いがたいと思っています。

要するに、働き方改革を進めるということは、先ほど申し上げたとおり、学校行事等の見直しも図りますので、子どもたちにとってみると、どうしてもやりたい行事等はあったと思うんです。ただ、学校の都合上、その行事を削減せざるを得ないことで、体験が減ったという弊害を持つ子どももいるのは確かだと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そのとおりです。教職員の働き方改革により、学校や地域での

教育格差が拡大する可能性があります。そのようなことは起こっておりませんか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 働き方改革自体は教職員だけの問題じゃなくて、社会全体でいろいろな職場でやられていることなので、要するに教職員の働き方改革の一番大事なところは、空いた時間を使って教材研究をして、次の日の授業準備を充てるということなんです。ここの部分を大事にしていますので、地域格差というよりも、教員がしっかり教材研究をして、次の授業の準備を充てる時間に充てるということで、そこは十分子どもたちには還元されていると思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。働き方改革が、教職員の業務量の削減によって、児童や生徒へのカウンセリングやサポートの時間が減少すると思うが、そのようなことはありませんか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをいたします。

通常ですと、子どもたちというのは、ここからここまでの間の時間がいわゆるカウンセリングの時間だというのは決めていませんので、子どもたちが先生と相談をしたいとか、養護教諭の先生と相談をしたい、それから外部の人と相談したいところは随時扱っていますので、ですから先生方が例えば帰る時間が早くなったからとか、そういうことは考えられないと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、児童や生徒が支援を必要とする場面で、適切なサポートを受けられないことなどはありませんか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 私はないと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それを望むところです。

教職員の勤務時間が柔軟化されると、保護者との面談や連携の機会が減少する可能性があります。これにより、子どもたちの学習や発達に関する情報共有が不十分になり、学校と保護者の連携が損なわれるおそれがあります。保護者との面談や連絡は、十分行われているでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをいたします。

勤務時間が短くなったというか、定時に帰ることによって保護者との面談が少なくなったということは、私はないと思っています。

ただ、今までの教員の働き方というか、通常勤務は授業を3時半までやって、部活をや

って、中学校においては受験とか、子どもたちの生徒指導に関することは保護者が帰ってくる7時以降に勝負をするということで、家庭訪問を行ったりとか面談をしたりという時間がありました。そういうことがなるべくなくて、いわゆる8時半から先生方の勤務時間の内で相談を保護者にかけてもらえるような、そういうふうな取組を各学校から投げかけていますので、今後もそういう形で、平時の時間に使えるような形でコミュニケーションが取れるように、そういうふうに進めていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私がいろいろな方と接触する中で、やはり働き方改革の弊害なんですけど、保護者が先生らとの面談する時間がなくなっているんじゃないかと感じている保護者もやっぱりいるんです。そのような部分があるという声を、私はこの場で教育長にお伝えしたい。なので、この質問をさせていただきました。御理解していただきたいと思います。

働き方改革の弊害だと思われることがあった場合の対応は、誰が、どのようにしておりますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろん、校長が中心となって行ってまいります。それから、各働き方改革の推進委員会の委員長がおりますので、それが各学校のリーダーとなってやっていることでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。これらの弊害が児童や生徒の健全なる教育に悪影響されないようお願いして小項目2を終わりにして、次に小項目3に入ります。

近年は、保護者の教育に対する関与が高まっています。保護者が学校に対して、より積極的にクレームを起こすケースが増えている。こうしたクレーム対応が基で教員の休業や中途退職などが増え、学校運営に大きな障害になっています。教職員の心が健康でなければ、子どもたちに充実した教育はできません。学校は、どのように教職員の健康状況をチェックしているのでしょうか。質問します。

小項目3、教職員のメンタルヘルスについてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 教職員のメンタルヘルスについてお答えをしたいと思います。

毎年実施している教職員のストレスチェックというのがあるんですけども、令和元年度の高ストレス者の割合は11.2%であり、令和5年度は9.4%ということで少し減少しております。また、令和元年度からの精神疾患での退職者数は1人から2人で推移しております。退職者数はゼロ人となっております。

このことから、働き方改革が教職員のメンタルヘルスを守る上で一定の効果があると考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、学校におけるクレーム処理は、年間どのくらい行っているのでしょうか。お答えをお願いします。小学校、中学校でお願いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 難しい質問なんですけれども、クレームと呼ばれるものの規定というのは一体何なのかというところなんです。例えば、学校の不適切な対応であったり、それに訴えてくることに対して、人によってはやっぱりそれをクレームとを感じるし、保護者にとってみたらクレームじゃなくて、それは意見なんだと、相談なんだという捉え方があるので、小中学校別に分けることは難しいんですけれども、令和5年度、本年度につきましては、これまで約10件程度、私のほうで確認はしております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 確かにそのとおりなんです。クレームと言っても、先ほど言ったように、いろいろなやはり考え方があると思うんです。本当にこれがクレームなのか、意見なのかということで、今教育長がおっしゃるとおり、そのとおりだと思います。

では、約10件ぐらいがクレームとしてあるというようなことで、この件数を教育長はどのように捉えていますか、この10件。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） それぞれ保護者の考え方が、10人いれば10通りの価値観がありますので、校長の価値観、教頭の価値観、先生の価値も全く違います。

ですから、正義の反対は悪だと捉えるか、正義の反対はもう一つの正義なんだと考えたときに、クレームなのか、意見として受け入れられるのかというところの問題なので、私としては、これから学校が改善されるための提案と捉える意味では、私は10件を、我々教職員は経験則で生きているところというのは十分あるので、そういうものを大事にしていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 教育長の考えが分かりました。

では、クレームと言っているか、意見と言っているか、何と言っているか難しいんですが、この場でクレームと言わせていただきますが、クレームの数は働き方改革が始まる前と比べて、どのような変化がありますか。お答えをお願いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） おおむね、前と後では同じだと思っております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） この内容というものを実際聞きたいんですが、どうですか。これがクレームと取るか、今言ったように、意見と取るかということによって内容は変わってくると思うんですが、そのような内容というのをお話していただくとありがたいと

思っ、お聞きします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 一番多いのは、子ども同士のトラブルだと思います。友人関係の問題であったりとか、家庭的な問題等もあります。あとは、教職員の例えば不適切な発言であったりとか、対応であったりというクレーム等も、クレームと言わないですそれは、御意見等もございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それではそのような、申し訳ないです、クレーム処理なんて言っ、いい言葉か、悪いか、教育長にとったら申し訳ないです。私がクレームという言葉を使っ、教育長は意見だと思っ、ているものに対して、もう一回クレーム処理という言葉を使っ、せてもらいますが、クレーム処理に当たる教職員は、どのような先生が行っ、ているのでしょうか。お答えお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 学校においては、やっぱり第一義的に、一番最初、担任が担当することになります。内容によっては、そこに生徒指導主事が入り、全面的に前に立つのは教頭と考、えております。ただ、時と場合によって校長が入っ、てきて、校長が最後を判断するという形を取っ、ております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、クレーム、申し訳ないです、クレーム処理に当たる教職員が誠意ない対応をすると、トラブルのもとになります。クレーム処理に当たる教職員に対し、学校はどのような指導をされているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 教員はしゃべりたがる癖がありまして、どうしても聞かないで相手の話を遮っ、て自分の指導観を話してしまうので、とにかく傾聴しろと、最後まで話を聞くんだというところを大事にしています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そこなんです。それなんです。それがトラブルのもとになって、結局学校に、私ここでクレームという言葉を使っ、せてもらっ、ちゃっているんですが、御指導と言っ、ていいか、その指導を、本当にこれ難しいんですが、しゃべりたい、やっぱり先生が、Aさん、こっちにもBさん、いろいろな先生がいて、違う意見をみんなその保護者に言っ、たら、ますます学校に対しての不信感が発生すると思うんです。

なので、その辺を上手に調整いただきまして、保護者の混乱をさせないような対応が私は望みたいと思うんですが、難しいですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先ほど申し上げたのは極端な例でございまして、全てが全て、

笠間市内でそういうふうに行われていることじゃなくて、そういうトラブルがあったということなんですけれども、私は常日頃から校長会通じて、そういうことで傾聴するとか、子どもに寄り添って、最終的に大人の感覚じゃなくて、子どもにとって一番いいことは何かと思って判断すると、そういうふうな指導をしておりますので、学校ではそういうことを中心にクレーム処理に当たる、意見処理に当たる職員に対しては、校長を通じて伝えていると思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 今、教育長の話聞けば、私はこのクレーム処理に当たって、教職員たちが物すごく重く心を受け止め、心が病んでいる人がいっぱいいるのかなというふう感じていたんです。だけれども、今教育長のお話を聞いていますと、それほどこの部分に対しては重きはないのかなというふうに感じました。

そういう職員のメンタルチェックをよくしてくれと言いたいところですが、そこまで重く受け止めなくてもよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） やっぱり、学校生活の中で、子どもたちがよりよい環境の中で学習できるというのは基本的なことなので、先生方が重く受け止めるべきだとも思っているんです。

ただ、10人子どもがいれば10通りの指導の仕方があるので、それについて校長や教頭、先輩教員たちのいわゆる経験値を基にして、こういうときにはこういうふうにするんだと。経験則に基づいて指導してくれるというのは、大切なことだ。指針については、私のほうでこういう方策でやっていこうということで決めていますので、そういうことを今後も続けていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

では、学校のためにならないクレームをする保護者、モンスターペアレントは、笠間市の学校にもいるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 難しい御質問なんですけれども、議員、モンスターペアレンツというのは一般的な言葉になっているんですが、学校においてはヘリコプターペアレンツと呼んでいるんです。モンスターというのは一過性で現れてぽっと去っていくので、それほど学校に影響はないんですが、ヘリコプターは停滞していますので、ずっとそこでクレームを言い続けるということなんです。

本年度、笠間市の場合には、顧問弁護士に学校から直接相談をかけるシステムを取りました。それによって解決された事案が本年度出てきておりますので、何件とは個人情報なので言いませんけれども、そういう事案もあります。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、私は今モンスターペアレントの話をしたんですが、ヘリコプターペアレントと言わせてもらいますが、そのような保護者のクレームとは、どんな話が学校になされているのかという現状を知りたいんです。そのような現状は、教育上、差し支えなければ教えていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 近々で弁護士を通じて対応してよかったのは、第三者が現れて苦情を言うタイプです。保護者でない、例えばおばあちゃんであったり、おじさんであったりという人が、いわゆる執拗にクレームをする。私も教頭的时候は毎日2時間のクレーム電話を受けましたけれども、もう執拗なんです。同じことの繰り返しで、そういうことに対してやっぱり対応するのは、一番最初に電話を受ける教頭であったりとか、生徒指導主事が中心になってくるかと思えます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 結局、その話を聞きますと、先ほども教頭の名前が出ましたけれども、今回も教頭が主になって、最終的には責任を取って、弁護士と通じてやっていくような感じなのかなというふうに思ったんですが、教頭先生の仕事は重いですね。いろいろあるんですね。この間もお話しさせていただきましたが、教頭先生にそんなに仕事をさせちゃって、教頭先生は大丈夫なんですか。お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 教頭の職務は昔から大変いっぱいあって、大変だと。私も自分で経験してきましたけれども、校長とは全く違うなというところはありますけれども、ただ教頭が授業に出たりとか、そういうことで特に小学校は先生方の空き時間ができて、自分で成績処理ができるとか、次の授業の準備ができるとか、そういう時間もあります。

それも含めて保護者の対応であったりとか、事務処理であったり、報告文書であったりというところもいっぱいありますけれども、先生方は一生懸命頑張っているというふうに私は認識をしております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私が心配しているのは、働き方改革、働き方改革と言って、先ほど時間も短くなって働き方改革は成功しているんだというような教育長のお話があった中で、教頭だけがそうやっっているいろいろな対応に追われて、働き方改革のまさしく弊害になっているような気がするんですけれども、そういう部分を心配しているんです。教頭が、前にも言いました、授業をやったり、ここで言えばクレーム処理をやったりというので、全く働き方改革に値していないと思うんです。

そのような部分は、どのように感じますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員のおっしゃることもよく私も十分分かっていて、これを聞いていた教頭は大変喜んでいらっしゃると思うんですけども、本当に先生方にとって教頭の存在というのは大きいし、教頭ですから、教員を、みんなをまとめる役割になりますので、議員おっしゃるとおり、誰よりも早く学校に来るのは教頭です。最後、鍵を閉めるのも教頭です。

でも、今のところ、笠間市としては月45時間それに近づいていて、それを終わってきちんと帰れるという状況、特に笠間市の場合にはインターバル12というのを決めていまして、どういう意味かという、7時に出勤したら7時には自宅にいろと。12時間は働いて、働いてと言ったら大変語弊がありますけれども、インターバルで自宅にいるのは12時間にしようというそのシステムをつくって、教頭先生もなるべく早く帰れるようにしています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 教育長の言っていることは、本当よく分かるんです。でも、教頭は笠間市ばかりじゃなく、こんなことを言うと私の周りにも、私の家族もそのような立場の人がいて、非常に苦勞をしているというようなお話をしています。働き方改革は名ばかりで、全く教頭は働き方改革に合っていない、本当に心が苦しいぐらい大変な思いをしているということは教育長も御存じだと思うんですが、教頭ばかりじゃないでしょうけれども、教務主任だって当然そうでしょうが、こういう先生を守ってあげるということを教育委員会一同で、校長が守ってくれないから、教育委員会が守ってくれるしかないの、ぜひこれはお願いしたいところです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今度は教頭の話とは別で、授業の妨害や暴力行為など、生徒からの嫌がらせの現状はどのようになっていますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 嫌がらせはない。確認をしておりますが、嫌がらせはないという現状でございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 嫌がらせがないということが一番いいんですが、いや、教育長が言うように、嫌がらせがないということはすばらしいと思うんですが、現状、嫌がらせがないというのもないような気がするんです。嫌がらせがないということは、ないような気がするんです。ゼロです、結局。

生徒は今何人いるか、私申し訳ない、勉強不足で忘れちゃったんですが、そのような中でこういう嫌がらせがあったんだという声は聞いたことがあるんですが、そのような話は教育長の耳には聞こえてきていないということなんですね。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 細かい部分の話になりますが、やっぱり人によってそれを嫌だと感じる教員はいると思ひます、もちろんそれは。報告として上がってこないというか、

報告としてゼロだという認識が、私にあるということでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ゼロというのは、素晴らしいことなんです。ただ、ゼロが本当にゼロならいいんですが、目に見えない、カウントされないところがいっぱい私はあると思うんです。そのようなことを取る、結局仕事できていないんじゃないかという考えもあるんです、学校によって。これは本当にゼロだと言えば、もうそれが一番いいんです。こんな素晴らしいことないです。

ただ、学校によったら、やっぱり目に見えない、本当に子どもたちからの嫌がらせや暴力があったら、後で大変なことになっちゃうんです。そういうことがゼロということが、本当ゼロでいいのかと思うので、よく調べていただければいいなというふうに思います。今現在、ゼロということですばらしいことだなというふうに理解しました。

ただ、ゼロということ、もうちょっとゼロでおかしいと思う感覚になっていただきたいと思うんですが、その辺はどのようにお考えになりますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。今後そういう形で先生方を救うシステムというか、吸い上げる、そういうふうなシステムを考えていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、クレーム処理や生徒たちからの嫌がらせ等で、休職や退職する教職員はいるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） またゼロの話をしなくちゃいけないんですが、本市においてはゼロでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そこもこういうことを言うと、また村上議員こんなこと言っているのかと思われちゃうかもしれないですが、私の聞いている話では、そのような理由がもとで辞めている、学校を退職している、休職しているというような話も聞いています。でも、笠間市がゼロだということは、これは素晴らしいなど。教育長がいいからゼロなんでしょう、きっと。

ただ、いろいろな学校のお話を聞きますと、やはりこういう例えばクレーム処理が嫌だから辞めちゃったんだよとか、休職しちゃったんだよなんていう先生もいることは事実だと思うんです。そういうことがないような環境をつくっていただきたいんですが、ゼロでは環境をつくることも、何もないですね。なので、頭の片隅に私がこういう話をしたということをしっかり入れていただき、教員たちのこれからの活躍を見ていただければいいなというふうに思っています。

では、違う視点で、笠間市の教育現場で、校長からパワハラを受けているような先生はいませんか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） パワハラについては最近話題になっておりますけれども、現在のところ、私の耳にはパワハラでということの訴えはありません。

なお、教育委員会規則において、昨年12月1日なんです、パワハラは教職員の指針をつくりまして、各学校に配っております。それに基づいて、各学校ではパワハラを受けたという事実があれば、教育委員会のほうに報告というような形で、既に12月1日から運用しておりますので、今の状況では私のもとにはゼロの状況です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。本当いいことで、校長は最高権力者ですので、会社では社長です。そのような方が結局職員をハラスメント的行為で追い詰めちゃうなんていうことは、教育委員会ではなかなか見えないと思うんです。今言ったように、教育長がしっかりそのようなことをしていただいで、教職員を守っていただければ、ハラスメントも起きないのかなというふうに思いますので、ぜひ目に見えない部分をしっかり見ていただけるような取組をお願いしていただきたいと思います。

教職員のメンタルヘルスは、学校運営において欠かせないことです。教職員のメンタルが壊れては、働き方改革の意味がありません。子どもたちのためにもなりません。教職員の休業や退職がなくなるよう教育長にはお願いして小項目3を終わりにして、続きまして小項目4に入ります。

教職員の働き方改革は、やりがいと負担がバランスよく配慮されることが重要です。笠間市の教職員は、やりがいと負担のバランスが取れた業務ができているのでしょうか、質問します。

小項目4、教職員のやりがいと負担についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） やりがいについてお答えをしたいと思います。

やりがいと言っても、教員になった理由は何か人それぞれ全く違うと思うんですけれども、多くの教職員は、子どもと共に学び、子どもの成長を直接支えていることに大きなやりがいを感じていると、そのように思っております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、教職員がやりがいを感じる時とは、どのような時が感じるようになるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先日の3月11日、各中学校で卒業式が終わりましたが、行われたときに、退場するときに、子どもたちが先生に対する感謝の気持ちを述べていた。私も

久しぶりに卒業式に参加をして、あれだけ涙が流れる場面はなかったなど。

やっぱり、教職員のやりがいは、毎日の生活の中で、子どもが反抗したりとか、言うことを聞かないとか、授業がなかなかうまくいかないということがあっても、最後にああやって出る姿で先生方に感謝をしていただける、その部分がやっぱり先生っていいな、学校っていいところだなと、改めて感じさせられたところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） いい話です。

教職員が負担を感じる時は、どのようなときですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 中学校においては、午前中の部活動の答弁にもありましたけれども、やはり自分が経験したことの無い部活動を教えたりとか、そういうことになってくるかと思えます。

小学校においては、断然なんです、9教科1人で教えなくちゃいけないと、このシステムにやっぱり苦しいところがあり、次の日の準備、6時間授業があれば6教科の準備をその日のうちにしなくちゃいけないから先生方が帰れない、そこの部分が一番苦しいところだと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それは弊害ですか、働き方改革の。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 弊害というよりも、授業のシステムにあるんだと私は思っています。

年間で1,015時間教えなくちゃいけないというところは、週3回6時間授業にしなくちゃいけないというのが小学校、中学校の決まりですので、この6時間授業をすれば、帰りの会が終わるのは4時、4時から退勤時間は45分しかない。45分の中で次の日の6教科の準備をするというのは、到底私自身もできない状況でした。

ですから、そこの部分が小学校の先生たちが負担に感じているので、それを排除するために教頭先生がてん補で出て、授業で出て、空き時間をつくって、先生方の教材研究の時間をつくっているというのが現状です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、教職員が長時間働くことで、やりがいを感じている方もいるようです。過度な時間外労働は、疲弊やストレスの原因になります。適切なワーク・ライフ・バランスを維持するために、時間外労働の削減や労働時間の管理をどのようにされているのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） かつて、学校にはタイムカードがなかったんです。ですから、

何時に出勤して、何時に帰るといのは、校長とか教頭が最後に確認する以外は全くありませんでした。

でも今は、名称を出して大変申し訳ないんですが、きんむくんという出勤管理簿がありますので、それで何時に出勤し、何時に退勤するという、そういうシステムが、きちんと各学校で先生が何時間働いているかというのが見える化されております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、働き方改革で、時間外労働は減りましたか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 一番最初の答弁で申し上げたとおり、減っております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 教職員のやりがいと負担のバランスが崩れることのないようお願いして小項目4を終わりにして、続きまして小項目5に入ります。

文科省は、2020年度から小中学校の授業時間を5分短縮する方針を打ち出しました。この取組において、日本の幾つかの自治体でも始めているようで、今後の笠間市はどうか、笠間市の授業も変わるのか、笠間市の考えをお聞きしたい。質問します。

小項目5、授業5分短縮に笠間市はどのような考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 授業時間数の1単位時間については、議員おっしゃるとおり、国のほうで決めておりまして、小学校45分、現行中学校50分と定められております。

ただ、これについては、各学校の実態に応じて授業時間を柔軟に決めることができるということが申し添えられておりますが、通常どこも、昭和21年からですけれども、45分と50分というのは当たり前のようになってきました。

ただ、今回の2027年の文科省の大きな学習指導要領の転換は、小学校40分授業、中学校45分授業に出るといことがだんだん見えてまいりましたので、そういうものを注視しながら、今後どういことが進められるか考えていきたいと思うんですが、問題は教科によって40分では足りない時間が出てきます。体育であったり、理科であったりといのは、準備の時間や着替えの時間で大半が授業をとられてしまいますので、そういうものを教育課程の中で、時間割でうまく工夫するとか、2時間枠にするとか、そういうことを考えていかなくちゃいけません。

ですから、現行、笠間市の場合には、40分授業については取り入れるつもりはございません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、文科省が示す授業時間5分短縮とは、具体的にどのような取組なのかという質問をしようとしたんですが、これに対しての答弁はございます

か。今言ったことが全てですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 国が何で5分短縮かと言うと、要するに私が先ほどから申し述べているとおり、6時間授業をやると3時半まで授業が入っていると。先生方が勤務時間というか、それまでに教材研究できないから、5分縮めることによって、子どもたちが帰る時間が早くなる。そうすると、先生方の次の授業準備ができるようになるということを狙って、文科省は考えているということでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、この取組の目的は、一体何なんですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろん、働き方改革ということで、やっぱり適正な授業準備をして、子どもたちに学力の向上を還元させるということが重要な部分であって、40分で6コマをやるということで時間を生み出していくということだと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 先ほど教育長の答弁の中でも2027年という年が出てきましたが、笠間市はいつからこれを行う予定なのでしょうか。2027年からなんですか。お答えをお願いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

笠間市は、本年度、岩間第三小学校をモデル校として、年間15時間を5時間授業で対応できるか検証を行ってまいりました。本年度、24日で全て終わりますけれども、3月24日で1,015時間を上回るという状況に來ましたので、45分授業を5時間授業でやっていくというような形を今後全ての学校で取っていきたいと、そのように思っております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、申し訳ないです、頭の整理がつかなくなってきちゃったんですが、この取組は一応やっても、やらなくてもいい取組なんですか。2027年に結局文科省が始めてくださいというようなお話をさっきしたと思うんですが、結局5分授業を短縮しろというような文科省の指導どおり、この取組はやるのか、それとも笠間市としてはやらなくてもいい、ほかの自治体の判断に任せるとするような選択もあるんですか、そのようなことをお聞きしたい。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 現状、中央教育審議会のほうでこれから答申をしていって、新しく2027年度学習指導要領が改訂される動きにはなってくると思うんですけれども、弊害というのはきっと出てくると思うので、うちのほうとしては5時間授業で対応できるような授業時数をもっと確保できるので、そういうことで、国が40分、45分としたときには教育

課程の編成を再検討していきますが、それまでは45分授業を5時間で続けていくということでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、茨城県内で、このような取組をしている市町村はあるんですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 市町村名は控えますが、2市町村あります。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、現場で働く先生方の理解はどのように得ていくのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 学習指導要領が改訂されれば、教育課程の編成上そうせざるを得ないので、これは必然的に教務主任を通じて研修会等で先生方に周知していくような形になるかと思うんですけれども、各自治体にこれは判断が任されておりますので、今後それは丁寧に教育委員の皆さんと共に考えていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、この取組は、子どもたちにどのような効果があるのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） やりたいと思っているわけじゃないのでいろいろ答えづらいところはありますけれども、とにかく子どもたちがというよりも、先生方がいわゆる教材研究できる時間として生み出すということで、先ほど申し上げましたが、もう一方、国の考え方は年間80時間ぐらい余るんですけれども、この80時間を、名前を挙げたらあれなんですけど、例えばの話は友部小学校が英語が悪ければ英語の時間に充てるということが出来るような、柔軟な対応が地域の実情に合わせてできるということが、今度の改訂の中心になってくるかと思えます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、教職員にはどのような効果があるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 答弁の繰り返しになりますが、教材研究の時間が生み出されるというところがありますが、地域の実情に応じた教科をそこにまた入れる、いわゆる7時間授業になるとなれば、教員の負担になるのは目に見えてくるかと思えます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） この話でいろいろ教育長からお聞きしたんですが、授業時間5分短縮で1日25分から30分授業が早く終わります。この時間をどのように、そうしますと

活用していくかということをお聞きしたいんです。先ほど帰る時間が早くなるなんていうお答えもあったようですが、そのほかに何かいいことはあるのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員おっしゃるとおり、どういう効果かという、やはり学力診断テストにおいて、この学校が算数、数学が弱いとなれば、その補習授業としての部分というのはここに入れることができると思うんです。ですから、それが特色ある学校づくりとして、例えばICTをもっとどんどん進めたいんだとすれば、企業と連携するような時間としての1こまというのはできるかなと、そのように考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 授業時間が5分短くなると、小学校も中学校も、先ほど教育長言ったように、80時間と言っても、私は85時間のような感じもしたんですが、85時間の授業短縮がされますが、先ほど5分短縮することに対しても、85時間授業が短縮することにしても、例えば英語が弱い子どもたちがいれば、その英語の弱い子どもたちのためにその時間を英語の時間に充てるとか、例えば体育の時間がもっと増やしてほしいという要望があれば、その85時間の時間にそこに体育を入れるとか、いろいろな確かに使い道があると思うんですが、そのように例えばそこが弱いと思う部分にその時間を活用するというような考え方でやっていくということに理解してよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 教員のやっぱり負担感というものを考えたときに、7時間授業となったときに、どういうふうに教員がやっぱりリアクションするのかなというところも含めて考えますけれども、ただ笠間市のそれぞれの学校が特徴を持った教育を進める上で、算数に強い学校であったりとか、英語に強い学校であったり、ICTに強い学校であったりというのは、地域の実情に合わせて必要だと私は思っています。

ですから今後、これが正式になるのであれば、この浮いた時間を、85時間まではいかなくても、何時間かは特設の時間としてやっていこうかと、それは全ての子どもになりますけれども、そういう時間として考えていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そうですね。この85時間というのはすごく有効な時間になると思うんです。最初の答弁でもあったように、早く帰れる時間にもなると。早く帰れる時間にも充てられるとなれば、子どもたちが本当に楽しい時間を、例えば友達と遊びたいんだとか、遊ぶ時間がもっと増えるとか、もっと違う形で勉強したいんだとか、いろいろな有効活用ができると思うんです。どうか、この時間を無駄にしないような取組を、ぜひ心がけていただきたいと思うんです。2027年とか今そういうお話ししましたが、これはもう目の前に来ている取組だと思うんです。一刻も早く子どもたちのためになるような取組に

なるよう、これはお願いしたいと思います。

それでは、授業時間5分短縮は教職員の働き方改革に効果的取組になるのでしょうかという質問ですが、なりそうですね。どうですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） なるように努力をしていきたいと思います。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） よろしく申し上げます。以上で小項目5を終わりにします。

教職員の働き方改革が成功している場合は、保護者や生徒より、満足度が高く、学習環境や関わりの方が向上していると感じる傾向があるようです。逆に、教育品質の低下やコミュニケーションの不足、学校の環境や雰囲気悪化など否定的影響がある場合は、保護者や生徒から不満や不安の声が上がるようです。笠間市の教職員の働き方改革はどうなのでしょう。保護者や生徒に何か影響はありませんか、質問します。

小項目6、保護者や生徒への影響についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 答弁の繰り返しになりますけれども、先生方が空いた時間で教材研究ができるということになった、いわゆる的確な学習指導ができるようになったという点では、私は保護者に対しても子どもたちに対しても、胸を張って言えることだと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、学校は保護者や生徒に学校生活についての満足度調査などをしたことはありますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 学校評議員とか学校運営協議会のほうの保護者アンケート、それから子どもたちの満足度アンケートのほうは毎年取っております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 調査結果を基に、何かしていることはありますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先生方のいわゆる授業改善であったりとか、先生方の取組方の改革であったり、それから次年度の学校においては行事の見直しであったり、そういうものに役立てております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 保護者や子どもたちから学校や先生に不満や不安があると言われた場合、その内容に学校は真摯に向き合っているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 私は真摯に向き合っているものと思って毎日生活をし、それか

らクレームとかそういう対応があれば、私のもとに連絡が入ってきますので、私が直接校長に指導したりとか、間接的に校長、それから当該教員に指導したりという場面は結構あると思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、笠間市教育委員会のホームページを見ると、教育長の就任挨拶で、「子どもたちが「勉強がよく分かり、友達と遊ぶのが楽しい」と思える学校をつくる」とあるが、このような学校づくりはできているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） これも難しいので私に聞くよりも市民の方に聞いてもらったほうがいいと思うんですけども、やっぱり他者評価によって、私がしっかりこれに取り組んでないとか、それから学校が取り組んでないという声に対しては、真摯に自分も向き直して、もう一回思い切りチャレンジをしていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、同じような質問ですけれども、「「学び・遊び・体験」がたっぷりの学校をつくる」とありますが、このような学校はつくれていますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） おかげさまをもちまして、コミュニティ・スクールが100%整っておりまして、全ての学校で私は体験いっぱい、子どもたちが楽しいと思える学校づくりを進んでいるという状況だと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 「きめ細かな学習指導と生徒指導の徹底で、夢と希望を与える」とありますが、子どもたちに夢と希望を与えることはできておりますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） これもほかの方々の評価を伺いたいとは思いますが、そういうふうになっていなければ、私のほうでやっぱり真摯に向き直して、もう一度校長のほうにも各学校の先生方にも伝えていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 「保護者が「自分の子どもをこの学校に通わせてよかった」と思える学校をつくる」とありますが、このような学校づくりはできておりますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 逆に議員はどのように思われていますかという質問を私もしたいんですけども、私も、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、真摯に向き合って、これからまたしっかりやっていきたいと思えます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私だったら本当に難しいなと思うことが答えなんですけど、本当

に今教育長が言ったように、真摯にやはり考えていただきたいということが現実です。

「多くの教員の目と心で、一人ひとりを丁寧に育てる」となっているが、このように一人一人丁寧に育てていますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先生方は一人一人道徳観、価値観が全く違います。私とも全く違うので、私の意見をよしとする教員もいれば、否とする教員もいる。

その中で、やっぱり子どもたちが夢を持って学校に子どもたちが通うというシステムは一人一人の先生方に伝えて、そういうことをつなげるようにしていきたいと思います。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） この質問をしたのは、心が、やはり学校に通わせている子どもがなかなか学校に行けないんだと困っている保護者もいるんです。そのような保護者の声が、ぜひ教育長に聞こえればいいなと。教育長がこのようにボタンを押せば、ここに教育長の挨拶が載っているように、教育長がこのようなことを言っているにもかかわらず、困っている保護者もいるんだというような現実を、教育長にも受け止めてほしいんです。ぜひ、しっかりここはそういう方もいるんだということを受け止めていただければいいなと思いますので、御理解願います。

これらの取組ができていない学校があった場合、教育長はどういたしますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろん今までもそうですが、直接私が学校に行って指導しているのが、これからもやりたいと思います。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 強くそれを望みます。

教職員の働き方改革は、笠間市の保護者や子どもたちのためになっていますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 私はなっていると思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 教職員の働き方改革の成功は、保護者や生徒にとって重要です。保護者や生徒の満足度が向上しているかどうかは、教職員の働き方改革の成功を示す指標です。どうか、教職員の働き方改革が子どもたちのためになるよう、教育委員会には取り組んでいただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

大項目1と小項目6を終わりにします。

続きまして、大項目2、総合的な学習の時間について質問します。

総合的な学習の時間は、児童生徒が自発的に横断的に総合的な課題学習を行う時間とあるが、この学習状況がどのように行われているのかお聞きしたい。質問します。

小項目1、現在の学習状況についてお伺ひいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 総合の時間についての状況等をお知らせいたします。

年間の学習時間というのは、小学校3年生から6年生までは年間70時間、ですから週2時間ということになります。中学校においては、1年生は50時間、中学2年生と3年生は70時間と、そういう現状でございます。

テーマについては、国際理解、それから環境、福祉、歴史、郷土です。そのことについては、4分野について学習をすることになっています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 総合的学習の時間は、基本的に誰が指導しているのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

基本的には担任です。それから、ここにはゲストティーチャーとして、地域の方をお呼びすることが多いです。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 総合的学習の時間は、評価基準の対象になる授業なのですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 評価として数字はつきませんが、評価はつきませんが、評価としてはコメント欄に書きます。もちろん、高校受験の調査書にも書かれているものでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 総合的な学習の時間で、子どもたちに何を学んでもらいたいですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 学校の教育活動の中で、総合的な学習の時間だけが社会とのつながりが直接ある時間なんです。子どもたちの学習というのは、やっぱり社会とつながりなくちゃいけないという重要な部分で、国もこれに気がついて高校に探究の時間というのを入れてきましたので、今後、やはり総合的な学習の時間というのは学校教育、特に心の教育の部分では、地域とのつながりの部分では大変重要な部分だと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 総合的な学習の時間は、教科学力の向上に寄与しないのでやめてほしいという意見があるようだが、笠間市での保護者の考え方や意見はどのようになっていますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 国が決めた教科指導ですので、それが一市民が反対だからやめ

るというわけにはいかないのです、聞くつもりもありません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そのように伝えます。総合的な学習の時間は、子どもたちにどのような効果がありますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、子どもと社会がつながる大変重要な地域の人との関わりがある時間なので、私は子どもたちにとって体験を通して、いわゆる地域をよく知る、それから世界をよく知る部分になっていると思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） まだまだ質問したい項目があるんですが、残された時間がありません。大変答弁を用意してもらったのに申し訳ないんですが、質問しても終わらないので、議長にお願いしたいんですが、ここで終わりにしてもよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 大丈夫です。

○13番（村上寿之君） 私の質問は以上で終わりにします。

○議長（大関久義君） 13番村上寿之君の質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩いたします。

午後2時00分休憩

午後2時10分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番益子康子君の発言を許可いたします。

益子康子君。

[10番 益子康子君登壇]

○10番（益子康子君） 10番、政研会の益子康子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問をしてみたいです。

大項目は、三つ。

大項目1、「動く市役所」の活用について。

人口減少や高齢化が進み、移動の利便性やデジタルディバイド解消などの問題が取り上げられております。その一環として本市は、動く市役所サービスというカラフルな車が動き出しました。どのようなことができるのか。今後活用の幅が広がる可能性が大きいと捉えております。市民生活向上にどう関わっていくのか、聞いてまいります。

小項目1、本市において動く市役所の導入に至った経緯についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 10番益子議員の御質問にお答えをいたします。

人口減少、少子化、高齢化を背景といたしまして、生活におきましては様々な課題があ

るという現状で、まず将来に向けた課題の一つとして、現在ある施設であったり、サービス、そういったものが、今と同じような形で維持・持続していくことは難しいと想定をしております。

また、そういった中で、直近する課題といたしましては、生活・経済両方において、その人や物などのいわゆる動くこと、移動というものが大きな問題、課題となっております。例えば人の移動を担う公共交通の重要性そのものは増していますが、現実には運行する乗務員が不足していたり、利用者がいないといった、そのままの持続がやはり困難な状態になっているのがまず現状としてございます。

こういった問題、課題を解決する方法として、デジタル技術の活用というものは有効であると考えており、私ども行政におきましては、デジタル支所を筆頭にしまして、申請や相談のオンライン化、また民間の部門では、ネットを活用した、ウェブを活用した販売や配達、さらには医療機関では遠隔診療など、それぞれが様々な取組を進めているところでございます。

一方で、このデジタル化はどうしても、今御質問いただきましたとおり、利用が困難な方など、いわゆるデジタルディバイド対策が必要となりまして、より必要性が高いサービスを提供していくことが重要であると認識して進めているところでございます。

今申し上げた背景や課題認識の中で、やはり現時点では、アナログとデジタルを融合した上で移動の負担を軽減する方法、こういったものがないかと検討を続けてきた中で、日立製作所、さらには自動運転などの知見を持つMONET Technologies社と連携をしまして、昨年度、令和4年度に実験事業を実施し、将来に向けた可能性が確認できたことから両社と連携協定を締結し、今年度からデジタル田園都市国家構想交付金、国の交付金でございしますが、こちらを活用した事業ということで着手をしたところでございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 小項目2、具体的にいつどのように誰が活用しているのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、昨年度の令和4年度の実験事業におきましては、10月に子ども育成相談、高齢者の商品券の購入の申請、特定保健指導など、それぞれの分野で複数の事務について、申請者の自宅や商業施設の駐車場などを会場に実施をいたしました。

今年度につきましては、10月17日から本格的な運行を開始いたしましたが、車両とシステムを導入しまして、笠間版デジタル田園都市モデル事業を実施しております福原地区において、基本的に週に1回、対象を絞らずに総合的な行政相談、申請支援、スマートフォンの操作方法などの取組を行いながら、その感想や必要とする内容の聞き取りを今行っ

いる状況でございます。

具体的には、これまで16回運行いたしまして、32件の相談や申請等を受けており、利用者、高齢者の方がほとんど中心になっております。内容としては、モデル事業で実施しているこの取組に対する問合せのほか、ごみの出し方、市道の除草に関する相談、原付自転車の新規登録方法や医療費控除に関する質問、地域集会所省エネ設備補助申請など、こういったものを、オンラインによりそれぞれ市役所の各担当者等をつなぎながら活用を行っているのが現状でございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） これは、ワンボックスカーが地方に移動するというふうに捉えていいわけですね。そのワンボックスカーの中には机と椅子があって、大きな画面が正面にあり、そこに今回に限っては高齢者が多いということで、高齢者が椅子に座り、そして大画面に移った市役所の担当の職員が映るということで、つまり市役所の窓口に来ているような、そういった感覚と捉えてよいのかと思います。また、高齢者だけでなく、移動の困難な小さな子どものいる、そういった保護者にとっても、大いに助けになる事業だと思っております。

では、週1回、16回でそういった事業を行いまして、そのときの反応、あとは改善の余地についてはどのように考えていますか、その辺をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、利用いただいた市民の皆様方からは、市役所窓口までの移動負担がないこと、その相談や申請ができることそのものについては評価をいただいております。聞き取りを行った28名の方は全てが「満足」、もしくは「大変満足」という結果になっております。

その満足の内容なんですが、まずテレビ画面で担当者の顔を見ながら相談ができることに対する安心感があるということ、さらには、かつお互いの手元を実際に見ながら動かせる画面共有機能なんかがあるんですけれども、そういったものを見ながら、書類であったり、地図情報であったり、パンフレットであったり、それを担当者もこちらで相談をされている方も、両方が一緒に見ながら話ができるため、どうしても電話では理解が難しい内容が実際の対面とそんなに変わりなくできるといった声をいただいているところでございます。

ただ一方で、現在、車両の運行は、市の職員が行っております。リモートを活用しまして、通常の業務を行いながらこの動く市役所を動かしているような状況でありまして、費用を含めて運行回数を確保すること、またより広範な業務、市役所の様々な業務を対象にしていくためには、こちらの市役所側で提供する側で、やはり端末、いわゆる物理的な物品というんでしょうか、そういったものが必要になってまいりますので、そういったところに課題がございます。ですので、今、民間企業との連携を含めました向上策というもの

を検討しているところでございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 28名の方のアンケート、聞き取り調査によって、とても満足、安心感ということ、つまり本当に窓口に来ているような感覚だと思います。手元のところが、こちらの高齢者の手元が、市役所の方が画面から見えるということです。ということで、カメラが搭載されていると取ってよろしいかと思えます。

では、小項目4、茨城県内において動く市役所というものを導入している市町村はあるのか、もしあれば、その内容についてもお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 本市と完全に同様のサービスを行っているところはございませんが、同じ、ああいうマルチタスク車両と私ども呼んでおりますけれども、これを導入しているのが、茨城県では境町になります。境町でやっていらっしゃる内容は、医療機器などを車両に搭載し、看護師が同乗して、町内のコミュニティセンターなどを巡回して、目の眼科のスクリーニング検査を行い、その後、眼科医の確認を経てから、異常があった場合は早期受診につなげるといったものを行っていると同っております。境町では昨年3月に車両を導入して、11月からモデル地区での試験的な運用を実施し、2月までの3か月間、週に3回運行しているというようにお話を伺っております。

また、車両を用いたその取組といたしましては、つくば市のほうで、事前予約により移動投票所が自宅近くに運行する、オンデマンド型の移動期日前投票所の実証実験を本年1月に実施し、今導入に向けた検討を行っているということをお伺いしているところでございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。境町においては医療関係、そしてつくば市においては、これからでしょうけれども、移動投票所というように考えてよろしいかと思えます。確かに、投票所の数も、以前よりは今減っております。地方に行きますと、投票所が近くにないので、選挙のときに投票に行けないというような意見も聞きます。そういう意味で、今後ますます活用の幅が広がっていくと思えます。

また、長野県伊那市では、やはりそういった使い方、住民票の発行をするために普通のバス1台を改造して使っているということもありますし、また佐賀県武雄市です、これは住民票を送り届けるというような、本当に宅配のサービスみたいなものに使っておりますが、笠間市のような使い方のほうが本当に役に立つのではないかと思います。というのは、やはり一番地方に住んでいる高齢者がまち中に住んで、コンパクトシティ、そういうものを目指していけば、一番私たち、市の職員とかそういったサービス面ではとてもいいかと思えますが、今の高齢者、自宅を持ち、土地を持ち、なかなか中心には集まらない、そういったもので、動く市役所サービス、これからどんどん活用していただきたい

と思います。

では最後に、小項目5、今後の活用で考えていること、笠間市としてどういうふうに使っていくのか、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 冒頭申し上げました課題感の中で、動く市役所につきましては、やはりデジタルディバイド対策となりますアナログとデジタルの融合を図るモデルになると考えておりました。今後、自動運転などの新しい技術、これが拡大することによって大きく形は変わってくると思うんですけども、まずはこの動く市役所で取り扱う市の申請であったり相談事務、さらにはオンライン診療など、提供するサービスの拡大を図っていきたいと考えております。そのために、金融機関であったり、保険会社であったり、民間の企業との意見交換を開始しており、今進めているところでもございます。

それを踏まえまして、来年度は、まずは市内全域に運行区域を拡大いたします。その上で、週2回の運行で開始しながら、車両の運転や、やはり業務の案内を担う、仮称でございますが笠間ブーブーコネクターなど、そういった体制を整えて、運行回数の拡大に努めてまいりたいと考えております。

同時に、移動販売など複数のサービスが同時に地域に訪れてほしいという要請もございますので、費用など持続性の観点も含めまして、先ほど申し上げた民間との共同運用、こういったものも進めていきたいと思っております。現時点では、どうしても少し挑戦的な実験的な事業でもございますので、このようなサービスが欲しいといった意見にも、できるだけ可能な範囲で柔軟な対応を行いながら運用を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 今後、ますます高齢化が進むと思われれます。移動販売とか、市内全域にこれから進めていく、またオンライン診療など本当にありがたいサービスだと思っております。そういったところに力を入れて今後頑張っていただきたいと思っております。

では、大項目2に移ります。IT機器と子どもの視力の関係について、小中学生中心にお伺いしていきます。

2023年12月21日読売新聞の社説に「子供の視力低下に歯止めがかからない」という記事が掲載されておりました。視力低下だけではなく、併せてスマホの小さな画面を凝視し続けることで、黒目が内側による急性内斜視になる子どももいるとのこと。この視力低下は不便だけではなく、将来的には白内障や網膜剥離など、病気にかかるリスクが高まるといわれております。となると、今学校でできる予防計画は何か、どう家庭と協力していくのか質問してまいります。

小項目1、IT機器とは具体的に何を指すのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 10番益子議員の御質問にお答えをいたします。

I T機器とはというような御質問ですが、I T機器とは情報のやり取りを行うための機器を指します。具体的には、パソコン、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機器などが該当します。

以上です。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） その中で、小学生、中学生それぞれが持つI T機器として、一般に所持しているものは何か。また、スマートフォンに限定して、所有している所有率を小学生、中学生に分けて伺いたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 小中学生が一般的に所持しているI T機器についてですが、学年や個々の状況により異なりますが、スマートフォン、ゲーム機器、タブレット端末が主に挙げられます。

スマホを持っている割合についての御質問がございましたが、小学生と中学生のスマートフォンを持っている割合ですが、令和5年12月のアンケート結果によりますと、小学校4年生から小学校6年生の間でスマートフォンを持っている子どもの割合は54%、中学校1年生から3年生の間では74%となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） やはり、中学生になると多くなっている、小学生でも4年から6年生ですが、54%と多いということが分かります。

小項目2、昨年年第2回定例会において安見議員が質問しておりました、タブレットを導入したことの弊害という質問でした。その中で視力の質問があり、答弁の中ではその視力に問題がなかったとの答えでした。

本市でタブレット導入して3年になります。ということで、3年前からの視力の推移を小学生、中学生に分けてお伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 3年前からの視力の推移についての御質問でございますが、令和3年度から令和5年度までの視力の推移について申し上げます。

タブレット端末の導入が始まった令和3年度において、裸眼視力が1.0未満の児童生徒の割合は、小学生で31.9%、中学生で44.5%ございました。そして、タブレット端末導入から3年後の令和5年度には、小学生で31.8%、中学生で48.1%となっております。このデータから、タブレット端末の導入後、特に中学生の視力低下の割合が若干増加している状況でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） とてもよいことです。まだ、笠間市の子どもたちは、外遊びが多いことも幸いしているのかと思います。近年の研究では、1日2時間、適度な日光に当たると、視力低下の予防につながるというデータもあります。また、使い方として、1時間ぐらい使ったら、また外を見るというような、その使い方が適切なので、こういったいい結果が出ているのかと思われま

す。しかしながら、文部科学省が公表した昨年度の学校保健統計調査によりますと、裸眼視力1.0未満の児童生徒の割合、これは笠間市より多いです。小学生において38%、中学生で61%、高校生においては72%と過去最多とのことでした。ですから、そういったIT機器の導入が影響しているのではないかというようなことでした。そのため、現在の笠間市では今いい結果ですので、今はよいにしろ、今後を見据えて対応していく必要はあると思われま

す。小項目3、タブレットの使い方についてです、各家庭に対しどういった対応をしているのかお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） タブレット端末の使い方の家庭に対する対応についてでございますが、小学校入学時に「1人1台端末使用のルール（笠間市版）」というガイドラインを配布し、適切な使い方についての注意喚起を行っています。

さらに、このガイドラインを基に、タブレット端末やその他のIT機器の安全な利用を推進するために、家庭におけるルールづくりを行っております。具体的には、SNSで知り合った人を安易に信用するのはやめようや、家で利用する時間は夜9時までといった、学年に応じた家庭ごとのルールを話し合うよう、毎年度、協力をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） いつの時代もそうですが、新しいものが出てきたときの当初の関わりにおいて、みんな何がよいのかちょっと迷うところはあるはずで

す。テレビがどの家庭にも普及した1950年代、視力の心配がなされました。そして、ブルーのカバーのようなものも出てきたことを覚えております。1980年代、ファミコンが出てきました。少し遅れてスーパーファミコンというようなゲーム機を誰もが持ち始めたときも、何時間でもゲームをしている子どもの問題も上がり、でもその当時はテレビにつないでのゲームだったので、保護者にとっては子どもがどういうことをしているのか、何のゲームをしているのか、様子が分かっておりました。

しかし、今回においては、IT機器です。学習においては、とてもすばらしい力を発揮するものです。取り上げることはできません。しかし、各個人が何に使っているのか、高

学年になるほど不明になり、保護者としての不安もあるかと思えます。家庭におけるいろいろなその指導をしていること、とてもいいと思えますが、なかなか高学年になると、保護者、親の言うことを聞かなくということもあるので、大変かと思えます。

小項目4に移ります。先進国においてIT機器との付き合い方、これは視力から離れますが、参考になる事例はあるのか。また、IT機器を発明した人たち、何人か、人数的にたくさんいると思えますが、その人たちの子どもへのIT機器の与え方について分かる範囲でお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 先進国の事例や、またIT機器の与え方についての御質問でございますが、先進国におけるIT機器との付き合い方の事例として、シンガポールが2001年から実施している国家近視抑止プログラムがあります。このプログラムは、アプリを活用して端末の使用時間を削減する啓発活動を行ったり、外遊びを推進したり、学校での定期的な視力検査を行うなどの取組が行われております。

また、IT機器を発明した人たちの子どもへのIT機器の与え方については、例を挙げますと、アップル社の創業者であるスティーブ・ジョブズ氏が自分の子どもの使用には慎重になっていたという記事は把握しております。

しかし、現代社会ではIT機器の使用は日常生活の一部となっており、情報社会に対応するためには必要不可欠です。学校教育においても、児童生徒の情報活用能力を育成する必要があると考えております。そのため、今後もIT機器の使用時間を制限するなど、適切な使い方についての指導を継続的に行ってまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。今、スティーブ・ジョブズが、子どもにはやはりその制限をしていたというお話でした、答弁において。また、ビル・ゲイツについても、子どもには14歳まではある程度制限をしていた、またクレア・アンダーソン氏に至っても、やはり制限時間を設けたというような、そういった記事もあります。

また、日本における竹内 健さん、これは中央大学理工学部教授ですが、こういった記事を書いております。題名が「ITの研究者が子供にITを使わせない理由」、その中に先ほど答弁にありました、スティーブ・ジョブズ。これは、子どもに対してiPhone、iPad、コンピューターを使わずに「ローテクな親だった」という記事がニューヨーク・タイムズに載り、話題になったというようなそういった話を、竹内 健さんが書いております。また、竹内 健さんによりますと、ITは便利なツールではありますが、まずは情報を理解する力を養ってからでないと、弊害も多いのではないかと懸念もされております。

しかし、これからの時代に求められる創造力にしろ、挑戦する力、これが大事です。つまり、数字で測定できない能力、そういったものが大事であります。もちろん、IT機器でアートをする、プログラミングをする、これは創造力には欠かせないとてもいい機器だと思っております。また、発展途上国においては、各個人に本を配布することはできない、絵本も与えることはできない、もちろん図書館もない、そういった国においては確かに便利なものですが、私たちは片やこのような問題も含んでいる、これを念頭に置いて、保護者なり、使っている児童生徒に、ある程度教えていく必要もあるのではないかと考えます。

小項目5に移ります。視力をメインにお答え願います。タブレットを活用した学習スタイル、これを継続するに当たり、笠間市として今後どのような対応が必要と考えているか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） タブレット端末を活用した学習スタイルを継続するための対応についてでございますが、まず視力低下など健康問題を防ぐため、学校では画面から30センチ以上離れて見ることや、30分以上連続で使用しないなどのガイドラインに基づいた使い方を教えることが大切です。

さらに、保護者の理解や協力を得ることも必要と考えております。家庭でもIT機器の適切な使い方やルールづくりについて継続的に情報提供し、理解を深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

では、大項目3に移ります。生活保護受給者への支援。

既に保護されている受給者に、これ以上どのように支援するのかという意見もあるかと思えます。しかし、受給して衣食住が足りて、はい、終わりではなく、これからこの状況を打開し、自立に向けて自尊心を持ち、自信を持って生活できるように協力していく、伴走していくということが、関わる人たちの重要な役割と考えます。

生活保護を受給することは、日本国憲法で保障されております。日本国憲法第25条「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」。日本国民はこの憲法に守られて、私は住みよい国であることを誇りに思っております。

保護費受給は恥ずかしいことでも、肩身の狭い思いをするべきものでもありません。しかしそれとともに、こういった憲法の条文もあります。「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」と憲法に書かれております。解決すべき問題は多々あります。どんな支援が必要か、自立に向けた支援、これは何か質問してまいります。

小項目1、生活保護とは何か、歴史的な背景も併せてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 10番益子議員の御質問にお答えをいたします。

生活保護は、議員が今おっしゃったとおり、憲法第25条の理念、具体的には生存権、その生存権に対する国の責務、この理念に基づきまして、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度でございます。

その歴史的な背景を見ますと、戦前より生活困窮者に対する公的扶助制度はございましたが、昭和21年に旧生活保護法が制定され、昭和25年5月に現在の生活保護法に改められました。その後、社会保障制度の在り方や社会情勢の変化等に応じて、細かな改正などがされてきております。

また、本制度は、国が本来果たすべき役割である事務で、適正な処理について、特に確保する必要がある法定受託事務とされていることから、給付に係る決定や事務処理の基準、金額等については国により詳細に定められ、市ではそれに基づき福祉事務所長が決定の判断を行っております。一方で、相談支援など一部の業務については、市が方針を定め、主体となって進められることとされており、そうした制度の枠組みの中で、生活困窮者の最後のセーフティネットとして役割を果たすべく取り組んでおります。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。国できちんとしたその指針が決まっている。でも、市で決められることもあるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

小項目2、本市の生活保護世帯の割合と過去5年間の推移について。また、生活保護世帯の内訳はどのようになっているのか。内訳の割合についてもお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 生活保護世帯の割合と過去5年間の推移でございますが、各年度1月時点での5年間における生活保護世帯の割合等についてお答えをいたします。

まず、令和元年度、市の世帯総数が2万9,192世帯に対し保護世帯数649世帯、割合は2.22%でございます。以下同様に、令和2年度、2万9,005世帯に対し保護世帯数656世帯、割合は2.26%。令和3年度、2万9,201世帯に対し保護世帯数685世帯、割合は2.34%。令和4年度、2万9,470世帯に対し保護世帯数693世帯、割合は2.35%。令和5年度、2万9,834世帯に対し保護世帯数710世帯、割合は2.3%となっており、生活保護世帯の割合については微増傾向が続いております。

また、生活保護世帯の内訳と割合でございますが、施設入所者を含めまして、令和6年度1月末時点における受給世帯710世帯のうち、高齢者世帯が405世帯、割合が57.0%、母子世帯が19世帯、割合が2.7%、障害者世帯が72世帯、割合が10.1%、傷病者世帯105世帯、割合が14.8%、その他世帯が109世帯、割合が15.4%となっております。高齢化や核家族化を背景に高齢者世帯が占める割合が最も多く、今後もこのような状況が継続していくと思われまます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 高齢者世帯と障害者、傷病世帯というんでしょうか、合わせると70%以上ということで、これがとても割合が大きいことが分かります。その中には施設に入所している受給者もいるということで、入所してれば何となく安心感もあるのですが、傷病または母子世帯、これは父子も合わせて考えていいと思いますが、父子も合わせた母子世帯、その他の世帯、この辺のところ、今後仕事に就けるような世帯なのかなというふうに考えられます。

ですから、保護の種類もいろいろありまして、受給も様々だと思われまして。当然、支援の仕方も一律ではなく、その個人に合わせてということで大変なことも多いと思いますが、まずここで生活保護受給率、これは人数ではなく、受給率として47都道府県の中で高い都道府県5位についてお伺いいたします。また、茨城県は47都道府県のうち、何位に入るのか、その辺のところをよろしくお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 令和3年11月時点の国の資料によりますと、上位一番保護率が高い都道府県が大阪府、続いて2番目が北海道、3番目が沖縄県、4番目が高知県、5番目が福岡県というような状況でございます。その中で、茨城県は上位から32番目というような状況でございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

小項目3に移ります。支援体制としてのケースワーカー、このケースワーカーの役割とはどういったものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） ケースワーカーの役割でございますが、支援の入り口といたしまして、まずは生活困窮等の課題を抱えた方や、その親族などからの相談を受けまして問題点の把握や支援策の検討、助言を行います。その上で、制度の申請となった際には、扶養義務者や所有する財産などの調査を速やかに行い、保護の決定の後、支援開始となります。

生活保護を受けている世帯に対しましては、ケースワーカー、これは担当制になっておりまして、対象者との関わりを重ねながら信頼関係を構築して、担当する世帯が生活の維持や自立した生活ができるよう相談、助言等を行うとともに、関係機関との連携を図りつつ、必要な医療、それから福祉サービスの利用、また自立に向けた支援について調整をする役割を担っております。

また、生活保護費の給付額は、世帯状況や年金や就労などの収入の有無によって一律ではないため、毎月の金額変更処理や訪問時の面談記録の作成など、適正な事務処理についても重要な役割の一つとなっております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 対応だけではなく、そういった事務のほうの仕事も大変そうな感じがいたします。

では、笠間市において、ケースワーカーは何名現在いるのか。そして、そのケースワーカーが、現在710世帯というんですが、ケースワーカー1人の抱える世帯数は何軒ぐらいか。国の示している世帯基準というのはあるのかどうか、その辺のところもお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） まず、ケースワーカー1人が担当する世帯数につきましては、社会福祉法において、市においては被保護世帯数80世帯に1名を標準とすると示されております。

なお、当市につきましては、ケースワーカー8名、被保護世帯710世帯、ケースワーカー1人当たり約89世帯を担当するという状況になっております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ケースワーカー1人が89世帯、その事務処理、あとは対応して就労支援とかいろいろやるんでしょうけれども、なかなかこれは大変な仕事だと思われま

す。

では、ケースによる支援の仕方はどういったものがあるのか、具体的にこの辺をお尋ねいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 個別のケースに対する具体的な支援につきましては、高齢者世帯や母子世帯など、その世帯によって課題や生活状況が様々でございます。

このため、世帯ごとに必要な援助の方針や訪問回数を定めております。例えば、母子世帯において、母親が就労できる状態であれば早期自立が見込まれることから、積極的な支援を行うため、訪問回数が多くなるというようなことがございます。また、就労困難な状態であれば、就労できない原因の改善や回復を目指し支援を行うため、就労可能な母親の世帯よりは訪問回数が少なくなるといった傾向がございます。

また、生活保護費の支給額につきましては、年齢や世帯構成等によって金額に違いがあるためお示しはできないんですけれども、1例として、70歳単身無収入、持家の高齢者ですと、生活扶助として最低生活費が6万7,350円とされております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 高齢者の独り暮らし、70歳、今答弁にありましたように、確かに受給額も全く一律ではないということが分かります。高齢者の独り暮らし、一例でしょうけれども、6万7,350円。その中で、やはり生活保護を受給しますかといっても、断る高齢者も多いと聞きます。年金で暮らしている高齢者も多いです。国民年金ですと、生活

保護費より低いのではないかというような問題もいろいろ取り沙汰されておりました。そういった高齢者も貯金があつたりするのか、野菜など自分でつくっていいのか、そういったので頑張っている高齢者もいるということです。

もし、母子家庭における具体例と金額が分かれば、教えていただきたいんですが。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 母子家庭につきましては、一例を例えますと、40歳の母親それから未就学児が3人、全く収入がなく持家の母子世帯ですと、生活扶助として最低生活費21万3,800円となります。そこに、児童手当や児童扶養手当等も支給されますので、それらを差し引いた差額11万7,990円が支給額となります。また、家賃等の支払いがあるような場合は、限度額がございますが、住宅扶助費として支給をしまして、さらに未就学児が就学をしたら、学用品費であるとか教材代、それから昨今のタブレット教育における家庭学習での通信機器及び通信費等を教育扶助として支給をしております。

また、高齢者を含め、医療費につきましては、健康保険に加入をできませんので、その全額を医療扶助にて負担をしているというような状況でございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 今、具体例を答弁していただきました。母子家庭、40歳母親、未就学児3人のお子さんとなると、21万円が毎月入ってくるということです。そして、今答弁にありましたように、医療費はかからない。住宅費も限度額があるにしろ、それもかからない。

となると、保護者、親がしっかり子どもを育てて働く子どもにすればよいわけです。そういった家庭でしっかり親が子どもを育て保護世帯から抜け出した家庭も、何件か知っております。そうなればよいのですが、しかし子育てにおいて、もう就学児になって学校の準備が、親ができない。その保護者は、朝起きて学校に送り出すことができない。当然、朝御飯も作れない。もちろん、学校の用意もできないので、子どもは学校に行かない。たくさんの保護費が毎月入るとなると、お米を買う、料理をするではなく、コンビニで消えていく。コンビニで全のお弁当を買っている。そういった難しい保護者もいるのですが、その保護者も実際に育てられたときに、そういった基本的な教育がなされていなかった、そういった例が本当に多かったように感じました。そういった保護者のほうも育てていく、それがケースワーカーの仕事となります。ですから大変な仕事と思いますが、その辺をケースワーカーその人自体を支援するというか、教育とかいろいろな講習も受けていただいで頑張りたいと思います。

では、自立に向けた支援、もちろん母子家庭とその他の世帯あたり、この辺が自立に向けていける世帯だと思いますが、こういった支援をしているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） まず、生活保護における自立と申しますと、本人の能力や資力を最大限に活用することがまず前提とされております。これらを踏まえまして、就労による自立に向けた支援につきましては、ケースワーカーのほかに就労支援員を1名任用しております。就労に当たってのサポートが必要な方に対し、ハローワークへの同行支援、面接の際の助言などを行っております。

また、年金の受給権を満たしているにもかかわらず、申請手続にサポートが必要な高齢者等に対しては、ケースワーカーが年金事務所まで同行いたしまして、申請支援等を行って、本人の状況により受給できる年金を受けられるようにサポートをするというようなことがございます。

生活の状況がなかなか安定しない母子家庭等については、ケースワーカーだけではなくて、子ども福祉課の家庭児童相談員であるとか、そういった児童分野との連携もいたしまして、総合的にその家庭を支えていくというような取組も行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 総合的に一つの家庭が自立に向けていくために、やはり子ども福祉課なり、そういった多分、民生委員もいるでしょうし、本当に協力して関わっていく必要があると思われれます。

ではここで、生活保護受給家庭における大学進学率、受給していない家庭は何%ぐらい大学に行っているのか、保護家庭の大学進学率についても分かればお伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） これも全国の令和3年度の統計ということになりますが、大学等ということで専門学校等も含みます。全世帯で見ますと、75.2%の世帯が大学等の進学をしていると。その中で、生活保護世帯においては39.9%というようなデータがございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） やはり、普通というか、受給されていない家庭で75.2%、保護受給家庭で39.9%、結構多くなってよかったですと思いますが、それでもまだまだ差は出ております。

厚生労働省、令和4年に出しています生活保護制度の現状についてという資料の中には、やはり何が重要かという、生活保護制度における自立支援の強化、適正化として、生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切る。そのためには大学等への進学を支援することが書かれておりますので、関わった人たちの協力で、保護を切るためにというか、貧困の連鎖を断ち切るために、そういった家庭に関わっていただきたいと思っております。

現在本当に、格差社会が大きくなっております。働いていてもなかなかよくなるという、こういう時代の中で、やはり将来に夢を持てるような、そういう時代に

なれば本当はよいのですが、ケースワーカーなり、周りの人たちの協力により、本当に夢を持てるような、そういった保護の子どもたちになっていただきたいと思います。

では、小項目4に移ります。コロナ禍や物価高騰に対し国からの支援がいろいろありました。これは、非課税世帯に対していろいろありましたが、こういった支援があったのか、具体的に教えていただきたい。また、その支援は、非課税世帯にある支援は、生活保護世帯も同じように受給されてきているのかどうか、その辺のところお聞かせ願います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 生活保護世帯において収入として認定するかどうかの取扱いについては、各種給付金や給与収入、年金など、その内容に応じて違いがございます。

暮らしの支援として支給された住民税非課税世帯に対する令和3年度の10万円の給付金、令和4年度の5万円、令和5年度の3万円、さらには現在追加給付をしている7万円の臨時特別給付金につきましては、生活保護世帯も支給の対象とされており、非課税世帯と同様に受給できております。また、これらの給付金については、物価高騰対策を目的としているため、収入として扱わないこととされており、その分の生活保護費が減額となるというようなことはございません。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 聞いて安心いたしました。やはり、憲法で保障されているように、健康で文化的なというので、ただ衣食住が足りるだけではなく、生活保護を受給している世帯もほっとできる、そういったことができるので、よかったです。

また次に質問したいのですが、受給していた家庭の保護者がもし毎月5万円の仕事をし、5万円収入があったとします。そうすると、やはり収入は市役所のほうへ一応出すと思われませんが、その5万円分は全部引かれるのか。また、未成年者、保護世帯の高校生がアルバイトします。やはりコンビニでアルバイトして、月5万円収入があったとします。そうしたら、それは引かれてしまうのか、そういうようなことを聞いたことがありましたので、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 給与収入については世帯の収入として認定する対象となりますが、その給与と同額が生活保護費と相殺されるわけではなくて、収入の金額に応じて控除される金額が定められております。

今議員がおっしゃったところで近い数字で申し上げますと、例えば大人の就労収入の場合、5万5,000円収入があった場合には、1万9,200円が控除の対象額になります。また、未成年のアルバイト収入においては5万5,000円のアルバイト収入があった場合、3万800円が控除の対象となります。さらに、学生のアルバイトを含め、この控除分について世帯の生活費として上乘せして充てることができますので、それが就労意欲の向上につながるというような仕組みになっております。

学生のアルバイト収入については、学用品購入費等の控除などのほか、自立更生計画に基づいて、その収入の中から将来の運転免許の取得のための費用であるとか世帯からの自立、こういったものに向けて積立てを行うというようなこともされておりまして、先ほど議員おっしゃった、その世帯の負の連鎖、これに陥らないような仕組みとなっております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 控除額が決まっている。大人の場合、もう少し多いといいのですが、それでもやはり働く意欲につながると思いますので、まずはお聞きしてよかったと思います。

では最後に、小項目5、今後必要な体制、支援方法などについて、今考えていることについてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 生活保護の支援においては、申請を受けまして保護を決定し、金銭給付による世帯の経済的基盤の安定を図ることが、まず大きな目的の一つでございます。

しかし、保護を受給している世帯の中には、経済的に困窮するだけでなく、複数の課題を抱える世帯も少なくないというのが現状でございます。例えば、全体の6割近くを占める高齢者世帯については、親族がいない、あるいはその関係が希薄となった単身世帯、こういった方も多くて、年を重ねるにつれて新たな課題が生じてまいります。また、母子世帯においては、母親が精神疾患を抱えており、子どもの健全育成について関係機関と連携した取組が必要な場合などが挙げられます。

今後、市に与えられたこの制度の裁量権の中で、こうした状況に向き合っていくためには、対象世帯に寄り添った関係者の伴走型による支援体制の充実と、その中心となるケースワーカーの専門性のさらなる向上を図っていくことが重要であると認識をしております。その取組として、これまでケースワーカーとして配置された職員については、業務を行う傍ら、通信教育による社会福祉主事の資格の取得に努めております。

また、来年度からは、業務効率化の取組としまして、AI機能の活用により対応事例等が検索できる支援システムを導入しまして、担当者の業務負担軽減を図るとともに、対象世帯の福祉のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ケースワーカーやその周りの人たち、大変重要な仕事と考えます。今後とも、やはりそういった資格を取るいろいろな対応の仕方あると思いますが、頑張ってくださいと思います。

これで私の一般質問を終了いたします。

○議長（大関久義君） 10番益子康子君の質問を終わります。

ここで3時15分まで休憩いたします。

午後 3 時 0 5 分休憩

午後 3 時 1 5 分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

12番田村泰之君の発言を許可いたします。

田村泰之君。

〔12番 田村泰之君登壇〕

○12番（田村泰之君） 議席番号12番、市政会の田村泰之でございます。通告に従い一問一答方式で、大項目1から5の5本立てで質問します。大項目1、公共交通について、大項目2、ひとり暮らしの高齢者について、大項目3、消防団員の確保について、大項目4、北山公園の施設概要と現状について、大項目5、農地の有効利用について質問させていただきます。

まず、大項目1、公共交通について。

人口減少、高齢化の進む中、2050年には全国の居住移住地域の約半数で、50%以上が減少するという予測が出されました。日々表面化していますが、買物、病院への通院、通勤や通学など、日常生活における移動の問題が一層深刻化していきます。しかし今、第4次産業革命であり、アバターバーチャルを使って3人で20人分の仕事をこなしている人もいるとお聞きしています。

その中で、市として、福原地区を対象とした笠間版デジタル田園都市モデル事業でも、移動を課題として設定し、各種の取組が進められていることや公共交通の再編に向けた検討が進められているところと理解しています。また、生活者の移動を支えるバスやタクシーなどの公共交通は、利用者の減少、乗務員の不足などからサービスの向上はもとより、現状を維持していくことも困難な状態となっています。

一方で、自動運転をはじめとした新しい技術やライドシェアなどの新たなサービスの導入が進んでいることを受け、四つの項目について質問します。

小項目①、グリーンスローモビリティの進捗状況についてお伺いいたします。

時速20キロ未満で公道を走行する移動手段でもあるグリーンスローモビリティは、小さな範囲での移動に適していると考えます。笠間市ではこれまで運行実験を実施していましたが、まずこれまでの実験内容についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 12番田村議員の御質問にお答えをいたします。

通院や買物といった日常生活、また市内周遊性の向上に向けた観光、さらには環境や健康など、生活者さらには来訪者双方にとって、自家用自動車中心の移動から転換を図っていく移動手段の確保というものの提供、さらには確保が課題だと考えております。

この課題認識から、生活の利便性や経済効果の向上につなげるスマートシティの形成に

向けた事業の一環といたしまして、令和2年度から令和4年度にかけてそれぞれ内容を変えながら、グリーンスローモビリティや低速電動スクーターの運行実験を実施したところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 令和2年度から令和4年度にかけての内容から実施したことは分かりましたが、その結果と今後の活用の可能性についてお伺いします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 令和2年度につきましては、7人乗りの電動カートを活用いたしまして、秋のイベント時期と合わせて、陶の里のオープン・アトリエや菊まつり会場、愛宕山など、そういった所を50日間運行して、延べで387名の乗車がございました。

結果として、観光面での活用が主となるということを想定したことから、令和3年度、その翌年度でございますが、よりレジャー性を高めたデザインの車両等に変更いたしまして、新しくオープンした道の駅を起点としたルート、さらには住宅地、生活での利用可能性を探るために友部地区の住宅団地などで51日間やはり運行しまして、844名の方の利用となりました。

その2回の結果から、速度などの走行性、さらには乗った方の感想、そういったところから、日常生活の移動手段ではなくて、観光面での移動手段としての活用に可能性があるかと判断いたしまして、市内の交通事業者等における導入可能性の協議を行ったところでございますが、やはりコスト、さらにはいただく料金、こういったところの課題の解決には至らず、本格導入は見送られた経緯がございます。

この結果を受け、次は令和4年度でございますが、やはりコストが非常にかかるということと、さらに生活者と来訪者双方の課題解決につながる実験をやるということで、今度は有料でのシェア型の仕組みを活用した低速電動スクーターの運行実験を行いまして、それぞれ笠間駅周辺等々で利用実験を行いました。そのままシェア型での本格導入には至りませんでした。つつじ公園での移動手段としての導入などがされたところでございます。

こういった取組を通しまして、事業を維持していくための利用料金の設定と利用者の利便性向上の分岐点の、その設定は難しいところではございますが、引き続き様々なモビリティの導入に向けた検討は継続して進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 結果を受けて、一部導入がされたということは分かりました。

では、市役所でも公用車として1人乗り電気自動車を導入していますが、その活用状況と今後どのような活用を考えているか、伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 1人乗りの電気自動車でございますが、令和3年度に3

台購入をいたしまして、今本所、各支所に配置をしております。

利用状況といたしましては、職員の業務で1か月間のうち3分の1程度の運行となっておりますが、こちらはほかの公用車と同様に、効率的な活用についての検討を進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 1人乗りで複数の人が同時に乗れないということもあるかと思いますが、小型の移動手段は今後、地域においては有効な移動手段となり得ると考えますので、積極的な活用と検討をお願いします。

次の質問に入ります。小項目②、周遊バスの現状について。

多くの観光客が訪れる笠間市にとっては、住んでいる方だけではなく、訪れる方についても移動手段は重要で、複数の場所を巡ってもらうために、バスや電車は有効だと考えます。その点で、観光周遊バスの現状、乗車の状況について伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） かさま観光周遊バスでございますが、平成13年度から友部駅北口を発着とし、道の駅かさま、稲荷神社、さらには工芸の丘、そういった市内の主な観光施設を周遊しているところでございます。

利用状況といたしましては、イベントが多い、やはり春と秋のシーズンに多くの方に御利用いただく乗り物で、令和5年度、今年度の利用者数につきましては、令和6年1月末現在で2万3,396人と、昨年度、令和4年度の利用者数2万2,205名をこの時点で超えている状況でございまして、運行開始以来最大の利用者となる見込みとなっているところでございます。

一方で、車両の老朽化や運行費用を含めた効果的な運行が課題となっておりますので、公共交通の再編の検討の中で効率的で効果的なルートの見直しなど、幅広い検討を進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 現在のルート以外にも、笠間焼の店舗、石切山脈など、観光のほうを楽しめる場所がありますが、コースの変更、追加していく考えはありますか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） こちらのバスなのですが、現在1台での運行になっておりまして、友部駅の下り線の到着時刻に合わせて約1時間の中で運行を行っております。

結果としまして、現状のコースを大きく変更するのは難しい今乗り物ということで、判断をしています。こうした現状を含めて、例えば稲田駅にシェアサイクルポートを設置するといった取組を行っているところでありまして、いずれにしても一つの大きな課題と受け止めておりますので、先ほど申し上げましたとおり、公共交通の再編の中の一つとして運行体制や費用を含めた検討を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 来訪する方が便利で楽しいと思えるコースや、また笠間市の名産物を購入しやすい取組、交通手段は、住んでいる人にとってもよいものになると考えますので、検討を続けてほしいと思います。

次の質問に入ります。小項目③、新技術の検討について。

次に、質問の冒頭に申し上げた、新しい技術である自動運転は、乗務員の不足や移動サービスのコストを下げるなどが期待されます。国による制度改正などにより、その導入も加速しているところですが、全国及び県内での導入状況について伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 自動運転につきましては、国内外における技術開発というのが非常に進んでおります。日本では、令和5年4月に改正道路交通法が施行されまして、特定自動運行という定義になりますけれども、特定条件の下で自動運転システムが主体となって車を操縦、さらには制御する、いわゆるレベル4と呼ばれる自動運転を行うことが可能となりました。

レベル4での実証は、東京オリンピックにおいてトヨタ自動車を実施をしたところでございます。県内では、本年2月に常陸太田市が、実際の走行はレベル2となりますけれども、東部地区の商業施設内で自動運転の電気自動車、バスの運行を開始しております。また、常総市、道の駅常総において、道の駅とイチゴ狩り農園を往復する実験というものを開始しております。また、つくば市、日立市ではレベル4の実証実験、境町ではレベル2での公道運行などが行われているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） そのような状況がある中で、笠間市では道路の現状から難しい点もあるかと思いますが、比較的平坦な土地でもある友部地区や岩間地区は運行に適していると考えられます。

現在、導入に向けた検討は行っているか、行っているなら、その状況を伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 自動運転は、公共交通の持続性の観点からも重要な技術だと考えております。

本市におきましても、昨年10月に芸術の森公園のイベント広場を会場にいたしまして、自動運転バス運行の実証実験の実施を始めまして、また動く市役所で現在連携しておりますMONET Technologies社と協定を締結した中で、今後の導入可能性というものの検討を進めているところでございます。

具体的な導入につきましては、やはり今御質問ありましたとおり、走行環境の整備であったり、事故対策などの安全性、さらには費用の面を踏まえた中では時期尚早と考えているのも事実でございまして、まずは各地域の導入実験による成果を見ながら、効果的で費

用面でも現実的と考えられる時点での導入に向けた検討に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 費用は考慮すべきですが、地方都市の移動手段としては大きな期待が持てる技術だと考えますので、積極的な検討をお願いいたします。

次の質問に入ります。小項目④、ライドシェアの検討について。

去年10月、岸田総理の所信表明演説で、ライドシェアの導入について検討を進めるという方針が示されました。その後、ライドシェア制度の必要性や制度についての議論が進み、4月から限定的に解禁されます。

このライドシェアは、部活などで帰宅が夜間になる、特に駅から遠い学生の安全確保、高齢者の通勤など、住んでいる方にとって有効だと考えますが、市としてこのライドシェアについて導入する考えはありますか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 日本でのライドシェアにつきましては、日本型ということになりますが、本年4月から部分的なサービスの開始に向けて準備と協議が進められています。

制度上は自家用有償旅客運送制度、これの見直しにより実施されるもので、タクシー事業の一環として運送サービスが提供される形となる予定でございます。その中で、2月28日に開催された国交省の交通政策審議会におきまして、いわゆる対価の額を変動させるダイナミックプライシングの導入、さらにはタクシー事業者と市町村、NPO等の共同運営を可能とすることを明記するといった、地方都市においても導入を促進するような内容が示されたところでございます。

シェアサイクルの導入も同様でございますが、このシェア型のサービス提供というのは、人材不足や運行経費など持続するための解決策の一つとなり得ると考えているところでございますので、私ども本市におきましても積極的に検討を進めているところでございます。

また、御質問にございましたとおり、高齢者の移動手段における地域での取組の検討であったり、児童生徒の学校などの送迎負担の軽減策などにつきましては、これまでも検討を行ってきているところではございますが、既存の交通事業者との調整をはじめ、引き続きデマンドタクシーや路線バスの補助といった事業、さらには御質問いただいている自動運転などの新技術の導入、今回の制度改正の内容などを総合的に踏まえながら、地域にとって利用者が確保されているといった需要のほうとその必要性、さらには持続性が望める移動手段というものの確保策を、このライドシェアを含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） ライドシェアだけではなくにしても、アプリなどが検討されて

いるという答弁をもらいましたが、地域の協力も必要だと思いますが、効果があると考えられるものは積極的に導入を図っていくことを期待します。公共交通、地域の移動手段は必要性が高い一方で、現実にはコスト、利用者、乗務員の不足など、多くの課題があると改めて感じました。しかし、このような状況だからこそ、思い切った取組が必要だと思います。

私の思いとなりますが、訪れる方も住んでいる方も双方にとってメリットがあると考えられる移動手段の一つとして、ゲートウェイをテーマとする道の駅かさまから笠間芸術の森公園と北山公園をつなぐロープウエーの導入を提案します。もちろん簡単な話ではなく、夢物語に聞こえるかと思いますが、横浜市のみなとみらい地区では、都市型循環式ロープウエー、観光客を楽しませながら運行し、また都市型自走式ロープウエーというロープウエーとモノレールの技術が掛け合わせたような新しいモビリティの開発実験が進められており、これは柔軟な路線変更を可能とし、モノレールよりも安価といったメリットがあると聞いています。

もちろん課題も多くあると思いますが、このような新しい技術、新しい仕組みの導入は、住みやすい笠間市、将来に向かって安心して楽しい暮らしを実現していくために必要なことだと思いますので、ぜひ柔軟で大胆な発想を持って、この公共交通という大きな課題に向かっていってほしいと思っております。市民に夢と希望を与えるのも、議員の一つの仕事でもあります。よろしくお願いいたします。

次に、大項目2に移ります。大項目2、ひとり暮らしの高齢者について。

小項目①、市内の高齢者の数とひとり暮らしの高齢者の人数をお伺いします。

高齢者が年々増加している中、社会構造の変化に伴い、核家族が進み、ひとり暮らしの高齢者が増えてきているように思う。そこで、市内のひとり暮らしの高齢者人数についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 12番田村議員の御質問にお答えいたします。

笠間市内の高齢者数とひとり暮らし高齢者数についての御質問でございますが、令和6年1月31日現在の住民基本台帳によりますと、65歳以上の高齢者数は2万4,218人で、そのうちひとり暮らし高齢者数は、笠間地区で1,084人、友部地区で1,463人、岩間地区で434人、合計で2,981人となっております、高齢者数に対する割合は12.3%となっております。

なお、ひとり暮らしの高齢者数は、地域の民生委員による社会調査によるものでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 高齢者が独りで暮らすことには、大きな不安があると思います。そこで、市ではひとり暮らしする上での課題をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 高齢者が独り暮らしをする上での課題でございますが、一般的には、自宅で急病やけがで倒れた際の発見の遅れ、身体機能の低下や認知症の進行に気がつかないままの要介護状態の進行、社会との交流機会の減少などによる孤立感などが挙げられます。

しかし、これらは御本人の年齢や性別、親族や御近所との交流状況などによっても違いがございますので、これらの課題に対するリスクも大きく変わってくるものと認識しております。いずれにしても、この個別に違うこのニーズを的確に捉えた独居高齢者等の支援策、これが重要であると考えております。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 小項目②に移ります。ひとり暮らし高齢者の支援について。

独り暮らしの高齢者の方は在宅での生活に大きな不安があると思うが、市ではそういった方々にどのような支援を行っているのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 本市の独り暮らし高齢者への支援につきましては、まず高齢者見守りあんしんシステム事業、こちらの事業では、緊急時の備えとして自宅に通報装置を設置しておりまして、自宅での急病やけがなどによる緊急救急通報に対して高齢者の生活を支援しておりまして、現在217名の方が利用をしております。

次に、高齢者を支援する関係機関が情報を共有するためのシステムである介護検診ネットワークシステムの活用による支援では、支援対象者が救急搬送された際に、救急隊員や医療機関がかかりつけ医や緊急連絡先、こちらの情報を閲覧することができて、これによって速やかな救護につなげております。

次に、地域包括支援センターでは、社会福祉協議会への委託により、地域ケアコーディネーターが介護サービスを利用していない85歳以上の独り暮らし高齢者宅を訪問し、状況確認や相談支援を行っており、必要に応じて見守りのための支援チームを構築しております。また、見守り活動への協力に関する協定を締結している73の民間事業者や、介護予防事業を委託している二つの住民主体の団体には、身近な高齢者等の異変に気づいた際に連絡をいただくなどの日常生活の中での見守りを行っていただいております。

そのほか、民生委員には、年に1回の訪問調査のほか、日頃から気になる方への見守りなどを行っていただいております。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 様々な支援は行っているようだが、実際には独り暮らし高齢者の方が自宅で亡くなられたという例もあり、また自殺を実行しようとした件もある。さらなる取組が必要だと思っておりますが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 独り暮らしの高齢者が自宅で人知れず亡くなってしまう

こと、これを100%防ぐというのは難しい課題かと思えます。ただ、お亡くなりになられた後、長期間誰にも気づかれずにいるというようなことを減らしていくという取組、これは重要であると認識をしております。

そのためには、先ほどお答えしました、見守り支援の取組を強化していくということに加えて、地域で暮らす高齢者御自身、こちらも親族や御近所の方との日頃の交流について心がけていただくことが必要であると考えます。そのことは万一の事態への備えということだけではなく、地域で生き生きと暮らすことにもつながることですので、今後改めて支援機関や民生委員、地域住民などの御協力をいただきながら、日頃から地域社会とのつながりが持てるよう、多方面から支援をしてみたいと考えております。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 所長、これは、ある武将が持っているのは軽い槍です。その反対は何ですか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 重い槍（思いやり）でございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） その気持ちです。独り暮らし高齢者が安心して在宅生活を続けるためには、多方面からの支援が必要と考える。独り暮らし高齢者の増加が予測される中、そうした支援が大変重要だとなってくることから、今後も私も協力していきますので、行政側も一歩、二歩突っ込んだ取組を継続していただきたい。

次に、小項目③、高齢者の虐待の定義。

同居家族がいなくても、たまに帰ってきた子どもから虐待を受けているというような話を聞くことがある。そこで、高齢者の虐待について伺いたい。

初めに、高齢者の虐待の定義とは、改めてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 高齢者虐待とは、高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利・利益を侵害される状態や、生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれることでございます。

高齢者虐待防止法では、養護者による虐待と、要介護施設従事者等による虐待に分けて、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の五つに該当する行為を高齢者虐待と定義を付けております。ここでいう養護者とは、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられており、要介護施設従事者とは、老人福祉施設や介護サービス事業所職員を指しております。

今年1月までの虐待相談件数は、養護者からの虐待を疑われるものが11件で、そのうち虐待と認定したものが1件、要介護施設従事者等からの相談は2件で、虐待と認定したものは1件となっております。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 分かりました。

次に、小項目④、虐待を未然に防ぐ手立てについてお伺いいたします。

虐待はあってはならないことであり、それを未然に防ぐことが重要と考えるが、市ではどのような取組を行っているのか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 高齢者虐待は様々な要因が重なって発生することが多いため、その要因を解決するための支援が重要となります。高齢者が自分らしく暮らせるよう尊厳と権利擁護の啓発をするほか、認知症に対する正しい理解や介護知識の周知、介護保険制度等の利用促進などによる養護者への負担軽減を図ってまいります。

また、地域住民との交流が少ない高齢者のいる世帯などに対しては虐待のリスクが潜んでいる可能性もあり、特に民生委員や社会福祉協議会の職員等の訪問による声かけに力を入れるなど、孤立やストレスのリスク要因を軽減し、虐待の未然防止、早期発見に努めております。

さらに、昨年9月には介護サービス事業所の職員32名を対象に高齢者虐待防止のための研修会を実施し、虐待の現状と防止策、高齢者の人権尊重について知識を深めたところであり、この研修会は来年度以降も定期研修として実施する予定でございます。

さらに、水戸市権利擁護サポートセンターの社会福祉士をはじめ、消費生活センター、市内介護事業所の専門職で構成する笠間市虐待防止ネットワークにおいて、虐待防止に関する情報交換や事例の報告や検討を進めながら、連携による取組を進めてまいります。また、社会福祉協議会では、75歳以上の独り暮らし高齢者に対する安否確認も兼ねた配食サービスやボランティアによる電話での見守り、民生委員の協力により年1回の触れ合い訪問などを行っておりまして、虐待防止に多方面から努めているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 家庭の中で行われる虐待はなかなか発見されないと思うが、どのように発見し、対応しているのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 虐待は通報によって発見されますが、その中で最も多いのは警察からの通報で、令和5年度で申し上げますと、現在までに寄せられた通報11件のうち、7件が警察によるものでございます。また、高齢者の全身状態を観察する機会がある医療機関や介護施設、高齢者の体に不自然なあざなど虐待が疑われる場合にも、市に通報が寄せられることがございます。その他、虐待の当事者である高齢者本人や虐待加害者から相談が入ること、いけないと分かっているにもかかわらず手を上げてしまったとか、そういったような相談が入ったことがございます。

虐待通報を受けての対応といたしましては、虐待対応の必要性の有無、それから緊急性

を判断の上、通報から48時間以内に事実確認を行いまして、本人の生命や身体の安全に危害を及ぼす、こういった恐れがある場合には他の親族の協力を得たり、緊急入院、ショートステイ、措置入所などによって、家族との分離を行います。また、家庭内で虐待が起こる場合、加害者である養護者が障がいや疾患、介護負担や経済状況など生活上の課題を抱えていることが多い、こういったことが見られるため、養護者に対して虐待の原因となっている困り事に応じた支援について関係機関と連携し、対応をしているといったところがございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 高齢者の虐待は、耳が遠くなり家族とのコミュニケーションが減ったり、身体機能や認知機能の低下により家族の負担が増えたりして起こることが多いと考えることから、そういった機能の低下を少しでも遅らせるため、介護予防の取組に力を入れていただきながら、今後も虐待防止、早期発見、早期対応に努めていただくとともに、明日、林田議員が質問しますが、早期に補聴器を使用すると認知症予防になると医療関係者からお聞きしていますので、補助制度など検討をよろしくお願いいたします。

次に、大項目3に移ります。大項目3、消防団員の確保について。

平成30年第2回定例会でも質問いたしましたが、令和3年4月からスタートした消防団員免許取得補助制度について、改めてお伺いします。

免許取得補助制度の経緯と目的、補助の条件についてお伺いします。

○議長（大関久義君） 消防長 菌部恵一君。

○消防長（菌部恵一君） 12番田村議員の質問についてお答えします。座位のまま失礼します。

消防団の免許取得補助制度の経緯と目的、補助の条件についてでございますが、まず本体制導入の経緯と目的について御説明いたします。

平成29年3月改正、道路交通法の施行により準中型免許制度が新設され、これにより、同日以降普通免許を取得した消防団員は、現在各分団に配備されている消防ポンプ自動車を運転することができなくなりました。本市はこの改正を受け、令和3年4月1日、消防団活動の安定的な運営を図ることを目的とし、準中型免許が必要となる消防団員に対し、最大で16万円の免許取得費用の補助をする制度を導入しました。この16万円という金額は、準中型免許取得にかかる費用をほぼ賄える額となっております。

次に、補助の条件についてですが、三つございます。

まず一つ目でございますが、普通運転免許取得から3年以上を経過している者でございます。これは、道路交通法等で、緊急自動車を運転する際には普通免許取得後通算で3年に達していないと運転できないと規定されているためでございます。

二つ目は、本制度により準中型免許を取得した後、3年以上消防団員として活動を誓約できる者としております。これは、当該補助制度により免許を取得した後、すぐに退団さ

れてしまいますと本事業の目的を達成できないため、この条件を設けてあります。

三つ目は、市税を滞納していない者でございます。

以上が令和3年4月1日に導入された消防団員の免許取得補助制度の経過、目的、そして補助の条件となります。この制度は、消防団の消防団活動を支えるため、必要な資格を持つ団員を確保することを目的としており、消防団の皆様がより効果的に活動できるように支援するものでございます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） ただいま御説明いただきましたが、助成の条件の中で普通運転免許取得から3年以上経過している者とありました。実は、ある分団長や団員から、もう少しこの期間が短ければ補助制度を活用しやすい、また入団への勧誘も行いやすいと相談を受けたことがあります。この条件については道路交通法等で定められているため、短縮することは難しいところがありますが、今後こういった相談や要望があるということ消防団の会議の中でも議題として取り上げて、共有していただきたいとお願いするところでございます。

では、もう一つお伺いいたします。令和3年4月に助成制度がスタートしてからの実績について、申請件数と実績件数、この制度に関する問合せ件数がどれくらいあったか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 消防長 菌部恵一君。

○消防長（菌部恵一君） 令和3年この制度がスタートしてからの申請件数と実績の件数及びこの制度に関する問合せの件数についての御質問でございますが、この制度がスタートした令和3年度は申請者2名に対して実績1名、令和4年度は申請者・実績ともゼロ、令和5年度は申請者2名に対して実績1名で、本制度を活用して準中型免許を取得した方の合計は2名でございます。また、本制度に対する問合せの件数ですが、これまでに7件ありました。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 実績数は2名、問合せが7件ということで、先ほど私も分団長や団員から相談を受けたと申しましたが、私はこれまで4件ほどそういった相談を受けました。制度の内容についてはしっかりと分団長に説明していただいて、この制度を積極的に利用していただきたいと思っております。

次に、今後この制度を利用する団員が増えることが見込まれますが、市の展望をお聞かせください。

○議長（大関久義君） 消防長 菌部恵一君。

○消防長（菌部恵一君） 今後、市の展望についての質問でございますが、市としまし

ても、今後、本制度の活用者が増えるものと見込んでおります。本市の制度は、他の市町村と比較しましても非常に手厚い補助額となっておりますので、団員の皆様には積極的に活用していただきたいと考えております。

今後もしっかりと団員の皆様の要望を調査し、その結果を免許取得促進に反映させ、市民の安心・安全のため、安定的な消防団かつ運営を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 本当にこの制度は消防団の安定的な運営のために、非常にいい制度だと私も思います。そして、団員確保にもつながると信じておりますので、こういった制度もそうですが、若い世代の方が消防団に入っていただきやすい環境づくり、私的環境づくりは、免許取得から3年ではなく、1年もしくは1年6か月ぐらいで補助金を使用できるのであれば2トントラックや2トンダンプが運転でき、3年たったらすぐに緊急車両の運転ができるのではないのでしょうか。それでまた職員不足の解消にもなり、一石三鳥にもなると思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、大項目4、北山公園の施設概要と現状についてでございます。

北山公園は、春は桜、秋はモミジなど、市民や訪れた方が四季折々の自然を堪能できる、市内では数少ない自然を特徴とした公園であると認識しております。幾度となく私も公園を訪れ、園内を歩いたりしていますが、北山公園はとても気持ちよく、自然の中でゆったりできる時間が持てます。週末の晴れた日など多くの方でにぎわって、公園を楽しまれている現状も見受けられます。

しかしながら、平日は訪れている方が少なく、公園内の施設利用もあまりないのではないかと感じています。市内には都市公園が整備され、それぞれの公園の特徴に沿った利活用が必要ではないかと考えています。以前の議会で北山公園について、モミジの植樹を継続的に行うことで自然環境を整えていくことや、施設や遊具の利活用など協議していくと答弁されていることは承知しておりますが、改めて質問させていただきます。

小項目①、公園の概要についてお伺いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 12番田村議員の御質問にお答えします。

公園の概要についての御質問でございますが、北山公園は市の中央部に位置し、市民が自然に親しみつつ、観光、レクリエーション及びスポーツ活動を行う施設として県が指定する笠間県立自然公園のエリア内に設置されております。恵まれた自然環境の中にあり、春はソメイヨシノ、シダレザクラ、ボタンザクラなどの桜であふれ、夏には蛍の観賞、秋にはヤマモミジやカエデなどの紅葉、冬にはフクジュソウ、スイセンなどの花が見られ、四季折々の自然を楽しむことができる公園となっております。

面積についてですが、48.98ヘクタールで、園内には売店や展示室などがある管理棟や

炊事場、オートキャンプ場、バーベキュー場のほか、展望台、ローラー滑り台、水車小屋、休憩施設としてのあずまや、ミズバショウ、水田などが植栽される湿生生態園などがある公園となっております。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 園内の施設については分かりました。

では、各施設の利用者数はどれくらいいるのか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 園内の施設利用者の数でございますが、令和6年1月末現在でございますが、公園利用者につきましては10万1,425名、オートキャンプ場については971名、バーベキュー場が3,814名、ローラー滑り台は4,359名で、コロナ前と比較しますと約2割程度利用が落ちているという状況でございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 公園の施設概要については分かりました。

次に、小項目②、各施設の現状についてお伺いいたします。

施設はどのような状態なのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 施設の現状についてでございますが、主な施設といたしましては、管理棟、展望台、ローラー滑り台がございまして、いずれも平成5年に整備された施設であり、全体的に老朽化が進んでおる状況でございます。

管理棟には指定管理者が常駐し、施設案内などを行うなど来園者の対応をしておりますが、台風などの大雨時には一部雨漏りがする状況でございます。

展望台は、高さが23メートルあり、日光連山、遠くは太平洋も眺めることができる施設となっておりますが、施設内のらせん階段など、鉄骨部の一部に劣化が進んでいる状況でございます。ローラー滑り台につきましても、長さが161メートルあり、子どもたちに人気の施設ですが、ローラーの動きが鈍いところも多く、塗装も全体的に塗り直しが必要な時期であると考えております。

なお、展望台、ローラー滑り台とも、現在のところ安全上の問題はなく、今すぐ使用を中止するような状況ではございません。

また、白鳥湖と新池の周りには遊歩道を整備しており、その中ほどに水車小屋も設置しております。古くなった遊歩道の柵につきましては、危険箇所について順次、修繕を行いながら維持管理に努めている状況でございます。

そのほか、平成29年にリニューアルしたオートキャンプ場とバーベキュー場につきましては、自然の中でキャンプやバーベキューを楽しむことができ、休日を中心に多くの方に利用いただいている状況ではございますが、そのうちバーベキュー場につきましては、令和5年度の利用者数は約4,000人であり、コロナ前の平成30年度と比較いたしまして2割

程度減少しているような状況でございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 現状については分かりました。

老朽化が各施設で進んでいる状態とのことですが、特にローラー滑り台は使用しても大丈夫なのか、また園内のトイレは洋式、和式、どのような状況か、お伺いたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 御質問にお答えします。

ローラー滑り台につきましては、毎年、業者による点検を受け、すぐに利用を中止する危険な状態ではないと判断されておりますので、指定管理者と協議の上、状況を確認しながら運用している状況でございます。

また、公園内のトイレの状況ですが、管理事務所内と北山グラウンド脇駐車場は一部洋式化がされており、オートキャンプ場、バーベキュー場は全て洋式となっております。また、白鳥湖の西側にあるトイレは、利用頻度が少ない状況であることから、和式のトイレのままとなっているような状況でございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 各施設の現状については分かりました。

では、小項目③、今後の維持管理についてお伺いたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今後の維持管理についてでございますが、北山公園の近隣には、芸術の森公園内に大規模な遊具を備えたあそびの杜があり、また令和3年10月には幅広い世代の方に利用いただける笠間中央公園が開園しているところでございます。

今後、北山公園は、四季折々の自然を楽しむことができる自然豊かな公園であることを念頭に、市内の他の公園とのすみ分けを加味しながら、内部検討委員会を設置し、協議を進め、北山公園の魅力をより引き出せるような公園として位置づけられるよう、令和6年度の上半期には方向性を示していきたいと考えております。その中で、北山公園全体の施設につきまして改修して維持をしていくのか、あるいは廃止をしていくのかを含めまして対応内容を判断してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 分かりました。最初にも申し上げましたとおり、北山公園は自然の豊かさが感じられる魅力ある公園であると思っております。

質問ではございませんが、トイレについてはぜひ利用しやすいように洋式化をして、管理棟についてはコンパクトに建て替えられるようなことも考えてもらえればと思います。ローラー滑り台や展望台など、メインとなる施設はしっかり協議して対応していただければと思います。ローラー滑り台では看板などで、けがや事故等は一切市では責任取れませんなどと看板を設置したほうがよいのではないかと私は思います。

いずれにしましても、今後の維持管理については、北山公園の魅力をより生かせるよう進めてもらうことをお願いして、大項目4を終了いたします。

次に、大項目5、農地の有効利用についてでございます。

令和5年第1回定例会において耕作放棄地について述べさせていただいておりますが、農地が荒れ果てていくのが気がかりなところから、今回も述べさせていただきます。

市内の農地において、遊休農地が増えていることを実感しております。ここ数年の農地現状は、農業者の高齢化、平均年齢70歳に伴い、耕作することをやめてしまう方や、兼業農家であったが農業から離れる方など、耕作者がいなくなる農地が増加傾向となっております。

日本の人口約1億2,000万人で、国内で消費できるのが約7,000万人の食料しかないとお聞きしております。このようなことから、遊休農地を利用して新たな取組などにより農地をよみがえらせる方法はないか、農家の方々から相談を受け、意見交換などとしていところでもあります。しばらく米などを作っていなかったりする田は復元するまでには時間と費用が必要となりますので、遊休農地を有効利用していくことが大変重要かと思われまので、質問させていただきます。

小項目①、市内の農地の現状についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市内の農地の現状についてでございますが、農林水産省が5年ごとに公表しております、農林業センサス2020年における田、畑、樹園地の3種類の経営耕地の状況についてお答えいたします。

まず、田の耕地面積は2,042ヘクタール、次に畑が750ヘクタール、最後に樹園地が609ヘクタールで、市内の耕地面積は合計3,401ヘクタールとなっており、5年前と比べると8%の減少となっております。

また、遊休農地の状況につきましては、農地法に基づく農地の利用状況調査において、令和4年度における遊休農地面積は407ヘクタールとなっており、前年度と比べて約8%の増加傾向となっているような状況でございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 市内の農地の現状については分かりました。

耕地面積が減少し、遊休農地が増加するとどのような影響があると考えられるか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 御質問にお答えいたします。

耕地面積が減少すると、生産できる農産物の生産量が減少することが考えられます。また、遊休農地が増加すると、雑木や雑草が生えたり土壌劣化などが起き、農業生産に適さなくなることが考えられ、病虫害や野生鳥獣による農産物へ被害が発生するなど、周辺農

地への悪影響も及ぼすことが考えられます。加えて、廃棄物の不法投棄の誘発や火災の原因となるなど、生活環境への影響も懸念されているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 分かりました。

次に、小項目②、遊休農地の対策についてをお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 遊休農地への対策についてでございますが、遊休農地となっている原因は、農業者の高齢化と人口減少に伴う農業人口の減少による耕作地の縮小や、小規模な兼業農家が離農していることが考えられるところでございます。また、本市は中山間地域がございまして、農地の条件として地形や日当たりの悪い、または進入路が狭くて大型機械が進入できないことなどが主な要因であると考えられます。

農地につきましては、基本的には、その所有者や利用者が適正に管理を行うものでございます。本市農業委員会では、農地法に基づき、農業委員や農地利用最適化推進員が毎年、農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールを行い、遊休農地の所有者に対して管理に関する助言や今後の農地利用に関する意向調査を実施しており、その結果を基に、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化などを進めているところでございます。

そのほか、土地改良事業や多面的機能支払交付金事業による遊休農地の解消に向けて取り組んでいるところでございますが、先ほど申し上げたとおり、本市は中山間地や条件不利農地があるため、全ての農地を保全していくことには限界があり、長年耕作されていない農地は鳥獣の生息区域の被害拡大を防止するための緩衝帯や、林地化するなどの土地利用も今後検討していかなくてはならない必要があると考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 遊休農地への対策については分かりました。

周辺に影響を及ぼしている遊休農地にはどのように対応しているか、お伺いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 遊休農地の管理につきましては、市民から耕作放棄地による苦情など問合せがあった場合、農業委員会が、農地法に基づき、現地を確認し、不適切であれば所有者に対して適正な管理をするよう指導しているところでございます。これにつきましては、農業委員会だけに任せるわけではなく、農政課、農業公社、農業関係の機関が協力して指導に当たっているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 分かりました。ぜひ、関係機関が連携して、適正な管理をするよう指導していただきたいと思っております。

次に、小項目③、今後の展望についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今後の展望でございますが、農地を有効に利用することは今後の農業に欠かせないことから、一つの手法といたしまして、遊休農地となっている水田を畑地化、高収益作物を生産することが考えられ、国・県においても条件の悪い遊休農地につきましては、水田畑地化の事業を促進しているところでございます。本市でも水田畑地化へ取組が必要であると考えられることから、モデル地区を選定するとともに、県の補助事業制度を活用しながら、水田を畑地化へと整備するパイロット事業を実施する予定でございます。さらに、整備後は本市の代表的な農産物である栗の有機栽培に取り組み、農業所得の向上を図ることで地域農業が持続できるよう推進してまいります。

今後におきましても、遊休農地の発生防止や解消に向けた取組が必要であると考えておりますので、継続して積極的な対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 今後の展望については分かりました。

水田を畑地化にするメリットとデメリットはあると思いますが、それをお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 水田から畑地化する、まずメリットについてでございますが、農地を管理しやすくなることや高収益作物に転換することにより、農業所得の向上が見込まれることがございます。デメリットといたしましては、一度田からは畑に転換すると、田へ戻すことが困難となってきます。

事業開始に当たっては、今回のパイロット事業につきましても、全ての土地所有者の同意を得て、整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 水田を畑地化するメリットとデメリットについては分かりました。

次に、整備完了後についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 整備完了後につきましては、土地所有者が茨城県農地中間管理機構へ貸し付け、その後、今回の事業はパイロット事業でございますので、一般社団法人笠間市農業公社が20年間の借受けを受けまして、有機栽培での栗の栽培をすることとなっております。

なお、借受け期間が満了する場合、土地所有者と話し合いを行い、引き続き継続して借り受ける、または返却するかについて協議してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 整備完了後については分かりました。今後、遊休農地になりやすい田は、水はけの悪いところが多かったり、ぬかるみなどにより草刈りなど管理作業が

非常にしづらくなっています。畑であれば、機械などで管理がしやすくなるため、遊休農地が少なくなるのではないかと思われます。ぜひ、遊休農地の解消につながるよう、農地の有効利用対策を積極的に努めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（大関久義君） 12番田村泰之君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日14日午前10時に開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 飯 田 正 憲